

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（大塚純一郎君） おはようございます。

当局より、渡部教育長の欠席の届けがありました。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎一般質問

○議長（大塚純一郎君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行います。

議員各位並びに当局は、簡潔な質問、答弁に留意され、実質的な審議を尽くされますようお願いいたします。

質問項目が複数ある場合には最初一括して質問し、2回目から項目ごとに質問するか、または一括して質問するかは質問者の裁量で質問していただくことにいたします。

なお、質問時間は答弁を含めて60分以内とします。

質問は一般質問者席についてから開始し、終了時間は議長がお知らせをいたします。

よろしくお願いいたします。

順番に発言を許可します。

4番、菅家忠君の一般質問を許可します。

4番、菅家忠君。

〔4番 菅家忠君 登壇〕

○4番（菅家 忠君） では、通告書に則りまして質問させていただきます。

質問に先立ちまして、資料の配付を許可願います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） それでは、4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） では、質問事項、二つございます。

まず一つ、災害時や町民対話のための行政LINE等の導入について。質問の要旨。政府がデジタル庁新設するなどデジタル化の大きな動きが出ており、県内でも先進地と評される

自治体が出てきております。デジタル化と聞くと、ハンコを不要に、オンライン化を進めるというような言葉が先行いたしますが、そうではないと考えております。今の時代に合わせて業務を最適化していけば、デジタル化、デジタルトランスフォーメーション、DXしていたという考え方が重要だと考えております。業務を最適化するには、細部の業務を可視化し、それは本当に必要な手続きなのか。それを検証することが重要だと考えます。結果として、デジタル化となった業務があっても、その本質はデジタルではなくアナログであり、みんなに優しい仕組みを作ることです。先日の地震の際に行政LINEを活用している自治体から、リアルタイムで多くの情報が流れてきました。自主避難所の設置箇所や、洪水警報の発令や解除等、行政からの正式な情報は根拠のない噂に惑わされないために重要と考えます。難しい専門的なデジタル化は只見町には今すぐ必要ではありませんが、年代問わず多くの方が使っている、使っていない方も使い始めやすいLINE等を活用し、災害時や町民参加型のまちづくりのために新しい仕組みが必要だと考えるが、町長の考えを伺います。

二つ目の質問にいきます。職員の採用・待遇・働き方についてであります。9月の決算特別委員会にて提言いたしました、職員採用のための新たな採用方法の試みについて伺います。農林水産省では民間の転職サイトやSNS広告を活用し、農林水産業のデジタルトランスフォーメーション、DXの実現のためのDX人材の募集を行なっておりました。目指すべき町の姿、その姿を実現するための政策、政策実行のための人材、人材確保のための手段、情報発信の選別。それらを国はしっかりと見定めて実施しておったと考えております。只見町での現状分析と評価を伺います。他の自治体ではDX推進のための地域おこし協力隊を募集する動きがあると聞きます。ITスキルを身につけた町出身者がUターンを希望しているかもしれません。そういった新たな視点を持った人材が、町の様々な小さな課題を結びつけて思わぬ解決策を導くことがあるのではないかと考えます。求める人材、その待遇の情報発信が弱いことが人が集まらないことの要因の一つではないかと考えますが、町長の考えを伺います。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 渡部町長。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） おはようございます。

4番、菅家忠議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、災害時や町民対話のための行政LINE等の導入についてであります。

行政事務のデジタルトランスフォーメーションについては、本年度から様々な研修会等が開催され始めており、町としても今後取り組んでいかななくてはならないものと考えております。業務の検証、見直し、最適化についても、無駄を省くという観点だけではなく、より町民の皆さまが暮らしやすい環境を整えていくことが重要だと考えており、町の内部組織である事務改善委員会などでも、優良事例などを参考に、職員数の少ない小規模自治体でも取り組める内容について、今後検討していきたいと考えております。

今年度、新型コロナの感染拡大もあり、町民の皆さまへの情報発信を正確かつ迅速に行うため、町ホームページの全面リニューアルを行っております。災害用のホームページについては、既にレイアウトを一新しており、大規模災害等が起きた場合は、災害用ページがトップページに切り替わる仕様となっております。さらに災害用ページからは、様々な防災・災害情報等へもアクセスしやすい環境としておりますので、町民の皆さまにおかれましても、こちらから情報を入手していただければと考えております。また、災害時の情報については、防災担当課と広報広聴担当課で正確かつ迅速な発信ができるよう、仕組みづくりを行っているところであり、行政LINEの導入につきましても今後研究してまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

次に、職員の採用・待遇・働き方についてであります。

まず、職員採用についての現状分析と評価であります。一般職の募集は町のおしらせばんや広報ただみ、町ホームページにおいて行っており、併せて福島県が主催する事業にも参加し、広く周知すべく努力をしております。また医師や地域おこし協力隊の募集等につきましては前述の活動に加えて、有料ではありますが、目的ごとに特化したサイト等での募集広告も行っているところであります。その評価ですが、残念ながら一部を除いては応募がない、あるいはあまり多くの応募はないという実績でありましたので、情報発信手段の検討が必要と考えています。今後のまちづくりを考えると、人材の確保や育成は非常に重要であります。

菅家議員お質しのとおり、情報発信の重要性を認識し、様々な手法を研究して人材確保に努めてまいりたいと考えております

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） では、続きまして、再質問をさせていただきます。

まず1番の、DX、LINE等の導入のところについてなんですけれども、私のほうで質問させていただいたところが、今の時代に合わせて業務を最適化という箇所がございます。ここで一度その、皆様に考えていただきたいところは、今の時代の最適化というものは、どういったものなのかというものをよく考える必要があると思っております。その際にはですね、世界規模であり、日本の全体であり、只見の町で考える必要があると思っております、今全体は、日本全体は人口が減少しております、お金の部分というのも非常に減っているというふうに考えております。人とお金が減っている社会で、どのように利便性を良くするか、保つかという考え方が良いと思っております。減っているものは人とお金が減っている代わりに、増えているものは何かと考えますと、私は文明、いわゆるテクノロジーだと思っております。なので、減った分を文明の部分で補っていくというのが今の時代に合わせた最適化の一つではないかと考えております。そうしないと、どういうことが起こるかという、人の力でなんとかしようとするというのは、その人に無理が出てくると考えております。ですので、その人に対して優しい社会をつくるために、こういったデジタル化ということを進める必要があると思っている前提でお話をさせていただきたいと思っております。

そうしますと、あと振興センターやオンラインで見いただいている方には少しちょっと、わかりづらい箇所があると思うんですが、資料を使いながらご説明させていただきます。

こちらの資料見ていただきますと、一番最初のところがこちら、最適化を目指したらデジタルトランスフォーメーションするイメージというものがございます。例えばですね、課題として、例えば今、只見町ですね、学校の問題の一つとして仮定するとしますと、例えば生徒が休む。そうすると、バスの、例えばスクールバスの帰りの便の変更、人員の変更が必要だとします。あと給食の作成を、作るうえでの数の調整が必要になってくるというところがあると思います。そういったところが、おそらく今の状態ですと、電話だとか、ファックスだとか、そういったものでやりとりをして、いわゆるマンパワーで業務をこなしているかという想定のある課題があるとしますと、今のデジタルというものが、そういったところ、そういった課題をなんとかできないかというところを考えると、例えば、みんなで一つの情報を共有すればいいのではないかという考え方をしてみるとしますと、今、非常に簡単にいろんなアプリができてきたりだとか、専門知識がなくても便利なものが作れるというものがあったので、作ってみましたので、こちら後で、QRコード読み込んでいただくとありがたいんですけども、こちら左側のところ、オレンジのところに出欠と書いてあるのは、こちら、出欠、

何君が、どうだとかうだというのは、いわゆるエクセルみたいなもので入力すると、オンラインに上がって、みんなが確認できるというものになります。それがバスの運行であったり、給食の数だったり、朝の出欠、先生の出欠するときに、例えば iPad で、エクセルみたいなもので入力していけば、それがこういうふうに反映されていって、バス会社にも、給食センターにも、その情報が一度にわかるというような仕組みができるようになっております。なので、これは、こういったことをデジタル化しようと思ったわけではなくて、バスの運転手の方が困っているとか、給食を作るところでいらぬ事務作業をしているというところを、こういったことで解決すると、解決できないか考えた結果がDXになったという考え方でございます。なので、そういった考え方が必要ではないかと思っておりますので、デジタルと聞くと、やっぱり少し、懸念、やだなという、デジタル嫌いだなというところがあると思っておりますので、本旨というのを私はこういうふうに考えておりますといったところでしたので、その事例をひとつ、こちらで紹介させていただきました。

こちら、次、めくっていただきますと、今回提言させていただきたい行政向けLINE というものでございます。こちらはですね、事例、3枚、写真を貼らせていただいているんですけども、こちらは私、福島市の行政LINEを登録しております。で、LINEというのは、そのイメージするのは、1対1で会話をするというようなイメージをしやすいと思うんですけども、こちらはどちらかというメールの一斉配信に近いような形を持っているようなものだと思います。こちら何が書いてるかという、先日の地震の時に、こちらに、こちらで自主避難場所を開設しました。で、こちらは閉鎖しました。そういったところが載っておりますので、広報無線だけではなくて、こういった形で見やすい形で、即座に情報が出せる。ホームページですと、更新したタイミングがわかりにくいといったところがありますので、こういったところというのは、災害時に非常に有効ではないかと思っておりますので、こちらの活用のご提案をさせていただきました。で、昨日と今日と、ニュースなどで、新聞などやニュースで、YahooとLINEのことがよくありましたけれども、こちらのことでもやはり、防災情報、今日の新聞ですけども、防災情報LINEで通知という、大きな見出しがついたところがあったので、国全体としても大きく舵を取っていくようなところがあるのではないかと思いますので、当町でもこちらのところ、是非取り組んでいただきたいと思っております。それで、一番右の写真のところはですね、こちらが真ん中のメニューの、市民通報システムという、書いてるところの、携帯のアイコンがあるんですけども、

こちらがどういうものかといいますと、こちら、平時での活用というところに書いてあるんですけども、こちら、例えばですね、普段、町で生活していましたら、あそこの電球が切れていただとか、道路に穴が空いていた。そういったところをこのLINEで行政のほうにお伝えができるというところでございます。今までは電話で、そういったところがあったら、町民の方が電話をしてくださり、かしこまりましたと、わざわざ、行政職員の方が現場に赴いて現状を確認すると。そういった作業が町民みんなのできるというところ。いわゆる行政職員の人員数も、そこまでお手間を減らして、町全体で自分たちの町を良くしていこうというような仕組みでございます。これが私の言う、その町、町民参加型のまちづくりのツールとして使えるのではないかという意図でございます。一応、私のほうのご説明としては、そういったところの、より質問した要旨に対して資料を付けてご説明させていただきましたので、こちらの、まず、大きな感想と申しますか、印象をお伺いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 渡部町長。

○町長（渡部勇夫君） 福島市の例を含めて、こういった資料をいただきまして、また具体的に非常にわかりやすいご説明をいただきまして、ご提案いただきまして、ありがとうございます。

やはりこれからの時代は、LINEはまあ、皆さん、私用では使っていらっしゃると思いますが、こういったことを行政LINEとしてやっていくことが、今の議員のご提案のとおり、必要な時代に入ったんだなというふうに改めて認識しておりますので、これは前向きにとらえるべき課題だなというふうな感想を持ちました。

ありがとうございます。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） そこでお伺いしたいところが、今回の本題のところでもあるんですけども、ではこちらでは、例えばやったほうが良いという事業、今すぐやったほうが良いと思うんですが、やらなければいけないまではないような事業が、今の行政職員の方々の人数だとか、状態見ると、私はちょっと難しいと思っております。良いことだけど、できないというような感じがあるので、それを解決するために、やはり人員の採用というところ、二つ目の質問が非常に重要になってくると思っております。今、現状を分析しまして、ではやったほうが良いという、こちらのLINEだとか、DXのものですけども、今、実際、では次年度から取り組めるのでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 渡部町長。

○町長（渡部勇夫君） たぶん、この後のご質問にも関連してくるものだというふうに思っておりますが、まず、こういった事例を、優良な事例を教えてくださいましたので、やはりこれに向かってできるようにまず検討をしていくということで、それが確実にできるか・できないかは、ちょっと検討してみないとわかりませんが、検討には着手するということが大事だというふうに思っております。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） あとですね、こういった際、先ほどの答弁、理解できました。

で、こういった際ですね、LINE等の利用率といったところ、サービスを始めるうえで利用率だとか、特に只見町では高齢の方が多というデータありますので、そういった方々に対して、利用率があまり望めないからというところの視点からではなくてですね、こういった事業をするうえで、町が変わる必要があるというメッセージを町民の方に出していただきたいと思っております。どういうことかと、少し考えたんですけど、私、野球が苦手なんですけど、生まれたときから全員、野球ができる人はいないと思っているんです。で、今、高齢の方がLINEが使えないとおっしゃるのは、そういった機械だとか、必要性が少ないからではないかなと思っております。町民の皆様の安心安全を守るために、皆さん、LINEを勉強してくださいと。そうやってみんなでまちづくりをつくっていきましょうというような姿勢があると、今は利用率が低いかもしれませんが、利用率が高くなって、町全体、町民の意識が変われば町が変わると思っておりますので、そういったことが非常に重要だと思っております。

最初の質問はこちらで終わりたいと思いますので、最後、何かありましたら、ご答弁お願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 渡部町長。

○町長（渡部勇夫君） 私も私用ではLINE使っておりますが、私よりは先輩方も、もう普通に、楽に、LINE使っていらっしゃいますので、私のまわりの方々は、もうLINEはだいぶ普及しているんじゃないかなという印象を持っております。ただ、そのスマホをお持ちでない方については、なかなかその、議員おっしゃるような、そういったご懸念をお持ちだと思いますけども、そういったこともやはり、これから使う機会が増えてくれば、そういった懸念・不安も減ってくると思うんで、そういったおっしゃることは大切なことだなとい

うふうに受け止めております。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） では、続きまして、職員の採用・待遇・働き方について再質問させていただきます。

こちらですね、資料の3ページを見ていただいでよろしいでしょうか。こちら、四つ、資料を提示しておりまして、一つはですね、農林水産省、先ほど質問したところの、全て写真は農林水産省の募集をしている、民間の会社の広告を出しているというものでございます。その右は、昨日、町長答弁でもございましたが、前三条市長のブログでございます。こちらはご答弁あったとおり、Y o u T u b eで職員が採用促進をしております。

今ですね、私のほうで、少し、町の職員採用の方法に、もう少しこうだったらなと思うところを踏まえて、この資料を踏まえて説明させていただきます。こちら、左下が春日市なんですけれども、春日市のところはですね、抜粋いたしますと、春日市の職員採用試験は多様な人材に受験していただくため、公務員試験対策不要としており、受験しやすい試験となっております。こちらその、どういうことかと申しますと、おそらく、一般的に公務員になるため公務員試験あると思いますが、その枠にとらわれずに多彩な人材で町をつくっていきましょうというメッセージだと思っております。その右は市川市のホームページから抜粋したのですが、令和2年度より、年齢・学歴制限撤廃枠、職務経験者枠の職員採用試験について、民間企業などで養われた経験やスキルを持った優秀な人材をタイムリーに採用することで、様々な施策や新たな事業展開にスピード感を持って対応し、より満足度の高い行政サービスを提供をしていくため、通年採用の募集区分を新設しましたとございます。こちら就職氷河期世代の方や新型コロナウイルスの感染拡大により離職を余儀なくされた方も受験も可能です。と書いてあります。

次、めくっていただきまして、こちらはですね、富山県の氷見市の採用情報事例なんですけれども、こちらは氷見市のホームページにあったものではなくて、共同通信PRワイヤーというホームページにございました。そちらの共同通信PRワイヤーというもののホームページがどういうものかということ、いわゆるたくさんの情報を発信しましたよという、有料も含めたサービスですので、おそらく氷見市は、自分の自治体の職員を採用するために有料でこのサービスを使って情報発信をしている。尚且つ、こちらは少し前の平成28年度のもので、今なお残っておりますので、こういった取り組みをしている自治体だなというの

は後々にも費用対効果としては出てくるんだなと思いました。で、そちらの文面が少し長かったので、少し掻い摘んで、こちらの質問とさせていただきますけれども、こちらの資料の中段のところには、どういった人材が氷見市は求めていますかというメッセージが強く出ております。どういった人材を求めているかというのは、創造的発想とイノベーション人材戦略で乗り越えていくべく、次の通り採用要件を変更いたしました。とございます。ですので、今、町がどの方向に舵を切っているのか。そのために何をしなければいけないから、この人材が必要だということまでわかるメッセージになっております。そして、その採用要件は、1番は年齢制限の撤廃です。22歳から59歳までの受験が可能となっております。そして二つ目は、一次試験の一般教養試験を適性試験SPIマークシートへ変更と書いてあります。3番目が特におもしろい事例だと思いましたが、民間の面接官制の導入。こちら面接官の一人が前武雄市長、ほかの市長さん経験者の方もいらっしゃるという、おもしろい採用の仕方だなと思いました。で、その下にはですね、こちら、その後の働き方について関わってくるんですが、任期付職員というものは、こういう人材を求めていますというところが、広く社会人に対して門戸を広げ、地方創生社会を実現するためのプロフェッショナル人材・クリエイティブ人材を市長補佐（任期付職員）として募集しております。移付の記載がしております。で、次のページはですね、どのような人材になるかという、横文字で、タウンマネジメント・マーケティングマネジメント。少し、最近の名前というか、少し頭に入りにくい業種の方もいらっしゃるんですけども、基本的には氷見市というのは、きっちりと情報を出しております。それは自社のホームページだけではなくて、勿論、有料で、どうにかして優秀な人材を確保しようというのがよくわかります。そのメッセージ性というのはよくわかります。

で、その次に資料ございますのは、この後、ちょっと待遇の部分のところなんですけれども、博士号という、を有する方の待遇というものが載っておりました。こちら福島県の職員で任期付研究員。平成30年度の募集要項ですが、こちらで職務内容はこのようになっております。いわゆる専門職ですので、給与というもの、博士号と持っていらっしゃるという方というのは、月額33万7,000円から40万2,000円と。なお、給与改定により額が変わる場合がございますと書いてありますが、基本的には博士号という方は、かなり高い待遇でほかの自治体で、特に福島県では迎えられているという事例がございました。そのうえで、今、ほかの自治体のところがどのように力を入れて、いわゆるどれだけ努力をされて、

人員に採用しようというところがございます。

で、当町のホームページ拝見しますと、一番トップのところに採用情報とあるのはとても良いことだと思っております。そちらのページ、クリックいたしますと、3件、載っているのは3件のみでございます。一番こちら最後のページでございます。その3件は、令和3年度鳥獣被害対策専門職員の募集について。U・Iターン有資格者等人材確保推進給付金について。朝日診療所の医師及び看護師の募集についてとございます。私はちょっと今回、その職員の採用について勉強したところですね、ほかの自治体と只見町では大きく温度差というか、があるように感じております。で、ご答弁ではですね、広く周知すべく努力しておりますというところでは、私は少し、現状と、今少し難しいご答弁かなと思いましたが、ここについてもう少し、当町の分析など、感想など、お願いしたいと思えます。

○議長（大塚純一郎君） 渡部町長。

○町長（渡部勇夫君） ありがとうございます。

私も実はあの、兼ねがね、こういった職員の採用につきましては、非常に興味深く思っております、前の三条市の国定市長さんが非常に画期的な職員の採用方法をなされて、たぶん、そういった、新潟県の中でも高い、募集と言いますか、応募される方が非常に高い企業、企業と言いますか、一つが三条市役所だったというふうに、当時、承知してます。たぶん、現在のそうなんだろうというふうに思います。そういった中で、前武雄市長の方も、三条市長と当時、非常に好意にされておまして、三条で講演されたり、いろいろ、そういったお付き合いもあるということも承知してます。またあの、武雄市長さんは、当時、民間の、市の図書館を民間で運営すると、非常にまちづくりについて、画期的な、そういった取り組みをなされた方で、そういった方々と、そういうネットワークが繋がって、こういった氷見市さんも、こういう先駆的な、画期的な取り組みをなされているものというふうに承知しております。改めて、詳しく教えていただいて、まず、ありがたいということを申し上げます。そのうえで、やはり、只見町としても、従来の考え方を基本的には踏襲して、そのうえで特に医師・看護師とか、本当に喫緊に、人材の確保に困っているところを優先して採用させて、採用の広告と言いますか、お知らせをさせていただいております。あと、これからの時代を考えたときには、まさに議員おっしゃるような視点で町の求める人材を、より具体化して、メッセージ性を持って公募していくべき時だというふうに思っておりますので、その辺は十分、おっしゃることを受け止めまして、今後、令和4年度の募集にあたって考えていきたい

というふうに思っております。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） ご答弁ありがとうございます。

こちらですね、採用情報が、自社のホームページであれば、自社で、すぐに更新できる状況だと思っております。で、私は少しか、今回かなり、ご質問、ちょっと厳しい言葉を使うかもしれませんが、努力をされたというところが、この町のホームページの求人の情報のところで、少し難しいのではないかなと思っております。例えばですね、保育士の募集が先日ありましたけれども、保育士の募集を何故ホームページでも掲載しないのか。町の広く、例えば保育士の方です。そういった方、広くその、もう少しその、町をこういう、例えばこの採用情報見たときに、3件しかないのかと思うわけです。最初に入ってきた人は。これが非常に重要なところでして、例えば蓄積が非常に重要なんだと思っております、例えばそれが、一瞬パッと見たら、10件あるんだったら、じゃあ、自分に合うのはあるのかなと探すような感じ、印象を受けますが、こちら、一つは給付のところで求人自体が二つでございます。じゃあ、一般職は設けないのか。もしくは、ほかの自治体のように、通年の採用を考えないのかというところなんです。それは今に始まったことではないと思っております、人が足りないというところというのは、課長の皆様、町長からもご答弁いただいておりますが、それに対して最適なことをしているのかというのが疑問だというのが今回の質問の意図です。そこに対してもう少しご答弁をいただきたいんですけども、こういったところ、本当に人が困っていれば、なんとか頭を使って、人と予算を使って解決しようというふうに動くのが当然だと思っております。今、新しい新規事業をしようということではなくてですね、次の予算。まず人の確保をするべきが最優先だと私は思っておりますので、この3月で質問させていただいております。その、ここで人の、人材の価値と申しますか、そこを軽んじているように感じておりますので、今回少し厳しい言い方で質問させていただいているんですけども、そこというのは、採用、例えば通年の採用ができないからとか、じゃあ、少しやってみようという、その第一歩を見せていただけないでしょうかという質問なんですけど、そういう考えはおありでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 渡部町長。

○町長（渡部勇夫君） 最初に私から答弁させていただきます。

決してあの、軽んじているということではありません。今までのその採用の流れが、私、

昨年12月16日に就任しましたが、もうその時点では、もう令和3年度の採用は、もう終わってますといますか、もう決定してます。そういった段階ですので、私が初めて取り組めるのは、今度、令和4年度について初めて取り組みます。そういった中で今、議員から教えていただいたことは非常に大事な事柄だなというふうに重ねて申し上げます。ですから今までは、そういったことであと試験は福島県のほうに県の町村会含めて統一的にやるという過去の流れがありますので、やはり通年でというのは、今まで、只見町として、特段、そういったことはやってきてません。定期的に、4月1日に採用するために県の町村会等に委託してやるということで、もう何十年もやってきてますので、やっぱ、今の時代になれば、そういった採用スタイルだけじゃなくて、もっと弾力的といますか、もっとスピード感を持った採用方法のご提案だと思いますので、そういったことをしっかりと受け止めて、今後、それを活かしていきたいという姿勢でありますので、今までのことは、そういった流れの中でやってきているということはひとつご理解いただきたいなと思います。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 町長答弁の旨、理解できました。

そうしますと、当初予算では私のほうでは見つけられませんでした。是非ですね、人材確保のための予算というものを令和3年度からはつけていただけないかなとは思っております。

あと、4番目の雇用体系と、資料の4、只見町の雇用体系について確認をさせていただきたいと思っております。こちらの資料は私のほうが調査して、まとめたものですので、まず誤りもしくは漏れなどがありましたら、まずご指摘をお願いしたいと思うので、よろしくお願ひします。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 職員採用についての数々のお質しではありますが、まず一つ、今ほどの令和3年度中の予算、職員採用にあたっての予算でありますけれども、例年のものに若干増額をさせていただいたものがあります。当初予算審議の折にご説明を差し上げますけれども、職員採用関係の委託ということで有料のサイト等々の活用も含めた検討をさせていただきたいと考えております。

そのうえで、雇用体系について記載をいただいたものでありますけれども、まず正職員、不足しているという考え。これ、まったくそのようであります。これについても、町長答弁

差し上げましたように、何らかの手法で、優秀な人材の確保を図っていくという考えは同じであります。以下、任期付職員から記載がなされておりますけれども、やはり、この方々についてもそれぞれの立場で責任ある資格あるいは経験、それに基づいた仕事をしていただいておりますので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。任期付職員でありますけれども、現在、数名おります。お質しの点は、その特定といいますか、特殊な技能、技術、知見を持った方々の採用だと思っております。それにつきましても、今後、こういった検討あるいは任用、必要があるというふうに感じております。会計年度任用職員、フルタイム。これについても同様でありまして、有資格の方々、それぞれの資格を持って、責任を持って取り組んでいただいております。副業不可というふうになっておりますけれども、許可があれば可能という部分もありますので、ご理解をいただきたいと思っております。基本的には有資格の方ということで、この通りでございます。パートタイムの方々につきましては、資格がないというよりも、その資格を持って仕事をしないというふうに捉えていただければ幸いであります。何らかの資格を持って、その資格を持って勤務という形ではないということでのご理解をまずひとつお願いをしたいと思います。学芸員資格については、特段今、求めているものはないという状況でありますので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。嘱託職員ですね。これ、会計年度任用職員の制度が始まったときに、従来の臨時職員という制度は別の形で残りましたけれども、確かに終了してございます。説明ですけれども、すみません、期日、今正確に申し上げることはできませんが、昨年2月に、それぞれ、各地区等々で時間を変えて、4・5回説明会をさせていただいたという経過がございます。その折に、新たな制度での待遇等々の説明をさせていただいております。全員が出席かと言われると、すみません、はっきり記憶はないんですけれども、かなりの、ほとんど、大体全部の方においでいただいたのかなというふうには思っておりました。一番下ですね、追記ということで、鳥獣対策専門員の募集の内容がございます。これにつきましては、町が求める人材というのは今、福島の鳥獣被害のリーダー研修を終了された方ということで想定をしてございます。本来ですと、地域おこし協力隊等々での募集。そういった任用をさせていただきたいところでありましたが、そういう県の研修、そして県補助事業との関係がありまして、協力隊という形での任用が適わない現状にあります。については、協力隊と同様に、他の自治体からいらっしゃるという前提で、特例ではありますけれども、こういったことで協力隊同様に住居は町が手当をさせていただきたいという形になってございます。外からの専門職には全員、住居を用意

し、家賃を負担するののかということではありますが、決してそうではなくて、その時点で、この分は検討させていただくということになろうかと思えます。そういった状況でありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） では、こちら、資料確認いただいたので、もう少しこちらのところを議論していきたいと思っております。任期付職員の方というのは、年齢制限は只見町ではあるのでしょうか。ないのでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 法令での定めはございません。現実を申し上げますと、募集の段階で、昨年させていただいた内容は57までだったと思いますが、基本的にはあれですかね、60歳を定年としたときに、3年の任期が終わったときに大体同じということで昨年度はそこまで広げた設定をさせていただいた記憶がございます。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） そうしますと、今現在ですね、任期付職員で働かれている方が、例えば正職員になりたいと思っても、年齢制限でなれないということは勿論あると思っております。そういった際にですね、その当事の方は失礼かもしれませんが、年齢を超えての再雇用の方を続けるよりもですね、そういった町の考えを変えて、先ほど言ったように年齢制限のところを、正職員の枠をとって、希望する方であれば、そういったチャンスがあるような形に門戸を広げると、これから町を担っていく人材としては安心して住めるのではないかなと思うんですが、そういったところというのは可能なかどうかと、そのお考えを伺いたいと思えます。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） まず一つ、再任用の方に対してであります。関してでありますけれども、一つには、背景には、様々な制度改革、年金の受給等々の、あるいは社会の情勢の変化があつての制度導入だということをご理解をいただきたいと思えます。そういったうえで、過去に勤めていただいた知見、そういった経験等々を踏まえた業務をしていただくということで、再任用の方々も非常に重要なポストあるいはそういった知見を活かした職でご活躍をいただいているというふうに認識をしております。そのうえでですけれども、年齢のお話ですけれども、そういったものは今後、社会の情勢に鑑みまして、町長答弁にありますと

おり、研究・検討していく内容の一つだというふうには考えてございます。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 再任用の方の情報、ありがとうございました。勉強不足でございました。

あと会計年度任用職員についてのフルタイムとパートタイムで、こちら確認したいところがございます、退職金があったりですね、社会保障があったり、副業不可。失礼しました。国の規定でまず、決まっているところというのがあると思っております。で、そちらが社会保障入りましょと。パート・フルタイム関わらずですね。そういったところがあるというふうに認識しております。で、その町の独自で決めている一定のラインというところが、例えばまあ、有資格者の方もしくは資格を持たずに仕事をする方というご答弁でしたけども、それは町自体の考え方ということでよろしいのでしょうか。というのは、そこを変えられないかという質問でございます。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 資格がないということでありますけれども、まず一つ、有資格者というのは、その資格を持って勤務をいただくということでご理解をいただきたいと思えます。無資格者ということではなくて、その勤務にあたって資格の要件があるか・ないか。例えば、看護師さんであるとか、保健師さんであるとか、保育士さんであるとか、その資格を持って勤務をしていただく方と、あるいはその資格を持って勤務をしていただかない方、無資格ということではなくて、その勤務をしていただくにあたって資格を要件とする・しないということでご理解をまずいただければと思えます。そのうえで、現在の運用でありますけれども、町の運用でありますので、国がそうしなさいというふうに定めたものではございません。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 資格の考え方、理解いたしました。

そうしますと、資格を持って勤務されている方がフルタイムは全員なのでしょうか。その確認と、その基準、町が決めた基準に則って、じゃあ、この人は、例えばここに書いてありますが、介護補助職という方に関しては、それは資格がある・なしに関わらず、その現状を確認したくて、というのはですね、資格がある人がフルタイムだと。資格がない人はパートタイムというふうに、雑な考えで私は今、情報を持っておりますので、そのライン

がきっちりとしてあれば問題がないと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） すみません。1点漏れてしまいました。ここで介護補助というふうになっております。これ、診療所の業務に勤務いただく方でありまして、特段、この方については、すみません、資格は設けてございませんでした。しかしながら、休みの日あるいは夜間。これはあの、通常の看護師等々と同時の業務をします。こういったことから、同じ時間の設定が必要だということで、この方々はこういった設定となっております。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） そうしますと、先ほどの追記の部分にあるですね、鳥獣被害の募集の方の家賃補助は特例だとおっしゃっておりまして、いわゆるこちら、フルタイムで介護補助職に関しては特例だという考え方なのかということなんです。で、いわゆる町のほうで資格を有するというふう一旦決めているラインがあつて、尚且つ、その今、そのラインを、自分達の、いわゆるご都合で、基準を変えて特例だという形で進めているところがありまして、働いている方、例えばほかの職種のフルタイムの方、パートタイムの方から、いわゆる公平性というものが担保されていないのではないかという指摘です。それについてはいかがでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） そういったお質しもあろうかと思えます。特例と申しましても、そういった勤務が特例ということもありますので、その点はひとつご理解をいただければというふうに思います。

もう一つあの、繰り返しになりますが、鳥獣被害の方。これ、町が求めるべき雇用の仕方が県補助等の関係で適わずということでもありますので、その辺はご理解をいただければというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 勤務が特例だということで、基にしていた基準。例えば資格を持って職務に当たる方という基準を超えるのであれば、私が最初に提言しました、資格というラインの考えの見直しというのはあっても良いのではないかなというところの根拠でございます。同じように、この旨を理解いただけると、ありがたいと思うんですが。

あと、パートタイムのところに書いてあります学芸員資格というもの。こちらは今、資格

等を有しないというふうにご答弁、地域創生課長からいただきましたが、こちら私、学芸員資格というのは国家資格だというふうに承っております。で、こちら、学芸員ということですので、ブナセンターで働いている方があれば良いという、あると良い資格だと思うんですが、ブナセンターという職種。町がブナセンターを、どのような位置づけ、どのようにもっていき、働いている方々にどういうふうな仕事をしていただくというところがあって、その専門性が学芸員資格が必要だということになくなったということなんでしょうか。こちら学芸員資格。ある方、いわゆる博物館に学芸員の方はいたほうが良いと思っているんです。私は。

そのために、では国家資格、資格を有する者なんであれば、フルタイムなんではないかというところなんです。特にあちらは専門的な方々がいらっしゃるわけなので、そういったところの、いわゆる資格という部分で考えると、何故、学芸員資格が外れたのかというところがわからなくてご質問いたします。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 学芸員資格、勿論あの、資格ございますけれども、学芸員資格がなければ受験ができないという形にはしていないということで、学芸員資格があれば、なお良い、というような意味合いでございます。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 先ほどの資料のところの博士号のところですね。そこにも関わってくるんですけども、令和3年度のブナセンターの職員の募集要項のところですね、こちらがブナセンターの専門指導員という方、そちら博士号を取得している方。こちら、すみません、資料はないんですけども、ブナセンターの専門指導員が博士号を取得。ブナセンターの指導員は大卒ですという括りで募集をされております。こちらのところ、会計年度職員というところ、実際、文字見つけられませんでした。おそらく、パートタイムでのご勤務、今の現状に即した形ですとパートタイムの勤務なんだと思います。で、こちらですね、給与体系が、専門指導員は20万8,000円と書いてありまして、指導員が17万ということで、先ほど県の資料でお出しした、博士号を持っていらっしゃる方という給与体系と10万円以上、差があるというところなんです。で、私はその、特に、今来てくださっている方は、外から専門、自分のためにも、町のためにもと思って来ていただいている方であって、そういった方の、できれば良い待遇というか、良い気持ちで只見町で過ごしていただきたい

と思っております。ですので、その待遇の差と申しますか、この嘱託職員の時の現状から、今の会計年度職員。で、フルタイムではなくて、特にパートタイムになって、給与面というところで大きく、今年度と前年度で大きく差が開いたのではないかとこのところ。その結果、あまり町に良い印象を持たなくて、定住してくれる可能性、移住・定住・交流人口というところから関して、町を好きになって、続けて町に住んでいただいている可能性がある方が、逆にその、こちらの国の制度、町の考え方によって、待遇が得てして変わってしまって、それが改善されないまま、町のことがあまり好きじゃなくなるということがあると非常に悲しい事例だなと思っております。そのためにですね、こちらの資料のところ書いてあったのは、嘱託職員のところはですね、待遇の変化の事前説明、その待遇が大きく変わった方がいらっしゃると。嘱託職員から会計年度職員になった時に、変わった方がいらっしゃるのかと。例えば、年額でいうとどのぐらい変わったかというところをきちんと把握をされていらっしゃるのかというところがお伺いしたいところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 待遇についての説明は資料をもって説明をさせていただいております。その時点で、一人一人のシミュレーションということで、個別の面談はしてございません。しかしながら、集まっていたの説明会、そして質疑はさせていただいております。そのうえの検証でありますけれども、昨年一年間、年末調整もありますので、給与とりまとめをしております。そういったうえで、前年との比較で、若干落ちた方がいらっしゃる。あるいは上がった方がほとんどという実態ではありますけれども、個別に一人一人、今後、検証してまいりたいと思っておりますが、そういった制度の変遷時でありまして、嘱託の方はもう、年齢に関わらず定額の給料であった。あるいは臨時職員の方は経験等々に関わらず、年齢による一定の給料であった。こういった実態がありますので、移行においては、例えばですけれども、年齢が高くて、経験の少ない方については下がる可能性はあったということが一つございます。

そのうえでもう1点。期末手当が支給されるということになりました。それはあの、令和2年度からの内容でありまして、菅家議員もご承知のとおり、期末手当は勤めていただいた期間で率が若干変わります。その方々は4月からの算定ということになりますので、その分、4月・5月、2ヶ月分の算定基礎で6月の手当の支給となったということで、その分は下がった部分があることも否めないと思っております。これはあの、（聴き取り不能）で勤務いただけれ

ば、令和3年度は解消するというにはなりません。繰り返しになりますけれども、そういったことを含めましても、大方の人は下がってはいなかった。上がっていたという実態であったというふうに記憶をしております。なお、そういった減額の要因の大きかった方については、再度、確認、チェック等々をさせていただいてみたいというふうに考えます。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 今回ですね、職員の方の採用・働き方・待遇というところを質問にさせていただいたというのはですね、非常に私はとても重要なことだと思っております、私なりに調査した結果、こちらが出ております。なので、外れていること、間違ったこと、言っているところがあるかもしれませんが、今一度、このところ確認をしていただきたいという思いで、こちら書いております。

昨日の、ちょっと、町長答弁でもございまして、私もちょっと、少し、魅力ある町だとか、そういったところに対して思うところがありますので、最後はその採用に関しても、まちづくりというのはちょっと重要なところだと思ひまして、少し勉強したことを少し、この場を借りてお話をさせていただきます。

財を遺すのは下。事業を遺すのは中。人を遺すのは上。という言葉があるようでございまして、こちら、今、町の実情にあてはめて考えると、何を只見町は残そうとしているのかというところが、私、重きを置きたいと思っております。その言葉、続いた言葉があるんですが、されど財が無ければ事業は保ち難く、事業が無ければ人が育ちにくいという言葉がございまして。お金がないと事業ができないし、事業がなければ人が育たないというところございまして。私のほうは、今、残念ながら、只見町の職員の方々が、とても頑張ってもらっていると思っております。その方々、もしくは町民の方を含めて、町がやろうとしていることに対して、どうなろうという、町がどうなろうというビジョンが見えるんですよ。ご答弁もいただいておりますが。そのうえで、町民の方がどうなってほしい。職員の方がここに来てほしい。こうなってほしいというのが、私は少し見えないんです。事業の内容はよく見えるんです。しかし、それを行う人、それで共につくる、町民の人がこうなってほしいというビジョンが見えないところがあります。それは今、私は只見町を活性化というのは、教育が非常に良いんじゃないかというところは、只見町の教育はE S Dというもの、こういう人材になってほしいというのが非常に明確化になっております。そういったところの、職員の方にはこういう思いで頑張ってもらいたい。そういった人に対しての最後の目的地、その循環。人が育てば、

お金も事業もまわっていくとっておりますので、その考え方を是非、少し覚えて、頭の片隅に置いていただけると幸いです。こちらが最後でございます。

○議長（大塚純一郎君） 渡部町長。

○町長（渡部勇夫君） ありがとうございます。

頭の片隅でなくて、真ん中に置いておきたいというふうに思っております。

話、前後しますが、やはりその、任期付職員。当時、只見町はそういった条例持ってなくて、新潟・福島豪雨災害があった以降、まず災害復旧のための人材から入って、その後、幅を広げてきまして、今、そういった形での任期付職員の条例も町も持っておりますし、そういったことで先ほど総務課長答弁したように、そういった職員もおります。そういった中でブナセンターはじめ、そういう博士号であったり、そういう専門的な、これからのDXであるとか、そういう優位な人材、まちづくりで活躍していただくためには、やはりその、より有効な運用といいますか、そういったことは総務課長言ったとおり必要だと思いますので、それはあの、より良くなるように検討、見直しが必要なところは見直しをして、関係人口、せつかく片方で言っておきながら、片方で実態が伴わないと、只見町から出ていかれるということになりますので、そういったことは十分配慮して、議員おっしゃるように努めていきたいなというふうに思っております。

あとはあの、ESD教育の話もありました。小・中・高。それからやっぱり社会人になっても、まさにそれがあの、只見町が求める人材だと思っておりますから、これからあの、下書きが全てあるわけではなくて、どんなことが起きるかわかりませんし、どんな課題が出てくるかわからないといった中で、やはり自分達で創意工夫して、研究して、人と人が繋がって、そして課題を克服して、住みよい町になっていけるように努力し続けられる人が、まさに人材だと思っておりますので、やはりあの、繰り返しになりますが、議員おっしゃっていただいたことを、その人材づくりは頭の真ん中に置いて取り組んでいきたいというふうに思っております。今後ともよろしくお願い申し上げます。

○4番（菅家 忠君） 終わります。

○議長（大塚純一郎君） 質問時間60分になりました。

これで、4番、菅家忠君の一般質問は終了しました。

続いて、8番、山岸国夫君の一般質問を許可いたします。

8番、山岸国夫君。

[8 番 山岸国夫君 登壇]

○ 8 番 (山岸国夫君) 一般質問を行います。

質問通告に基づいて、2点質問いたします。

一つ、国民健康保険税の軽減対策について。平成30年12月会議の一般質問において、国民健康保険税の算出のうち、18歳未満の均等割を子育て支援策の一環として免除することを求めました。その時の答弁では、現段階では制度変更は考えていないということでありました。厚生労働省は、国民健康保険税、全国的には料のところもあります。この問題で子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る均等割について、その5割を公費で軽減する方針を決め、令和4年度から導入する予定としております。只見町においても国民健康保険の基金の活用を図り、令和3年度の国民健康保険税軽減対策を求めますが、町長の考えを伺います。

二つ目、買い物支援の現状と課題についてであります。買い物支援対策については、昨年の3月会議、6月会議の一般質問で提案してまいりました。9月会議の補正予算では移動販売車を購入し事業者に貸与するため、800万円の予算措置もされました。その後の実施状況を伺います。また、現状に対する課題もお伺いいたします。

以上であります。

○議長 (大塚純一郎君) 渡部町長。

[町長 渡部勇夫君 登壇]

○町長 (渡部勇夫君) 8番、山岸国夫議員のご質問にお答えいたします。

国民健康保険の軽減対策についてであります。ご質問のとおり、国は子育て世代の経済負担軽減の観点から、令和4年度から未就学児の均等割を一律5割軽減する方針を示しております。只見町の国民健康保険税につきましては、現在、応能割として所得割、応益割として均等割と平等割で賦課する3方式にて課税しております。応益割である均等割と平等割につきましては、国保加入世帯員の所得の合計額に応じ、2割、5割、7割の軽減措置が講じられているところであり、新たな軽減については、従来の軽減措置が該当しない世帯も含め、上乘せして軽減するものとなります。

国民健康保険制度は、平成30年度から広域化が図られ、福島県も運営を担うこととなりました。この福島県国保の運営方針について、保険料の在り方については、県内どこに居住しても同じ所得であれば同じ保険料とすべきという市町村との共通認識のもと、将来的には

県統一保険料率を目指すとされており、現時点におきましては、保険料率の統一の前段となる保険料水準の統一を目指して、令和6年度まで毎年率の調整が図られているところです。

ご質問の未就学児に係る均等割保険料の軽減につきましては、子育て世帯の経済的負担軽減施策としての効果を認識しておりますが、県の統一保険料率に向けた協議の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、買い物支援の現状と課題についてであります。山岸議員お質しのとおり、昨年9月会議の補正予算において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、2台の移動販売車を購入し事業者に貸与するための補助金について議決いただきました。その後、事業主体である只見町社会福祉協議会により貸与事業者の募集を行い、1事業者からの応募を受け、審査会を経て貸与を決定しております。なお、使用する車両については、貸与事業者の決定後に事業者と協議し、昨年12月末に発注し、3月末の納入、本年4月からの稼働を見込んでおります。また、2月に二次募集を行ったところ、新たに1事業者の応募があったことから、審査会を経て貸与を決定しております。今後、追加決定分の車両については、貸与業者と協議を経て3月中に入札を実施し、8月頃の稼働を目途に進めてまいりたいと考えております。なお、新型コロナウイルスの影響から移動販売車の需要が高まっており、車両の納入に時間を要している状況にありますが、早期の稼働に向けて社会福祉協議会、貸与事業者と協議・連携してまいります。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 一つ一つ、再質問させていただきます。

最初に、国民健康保険税の軽減対策についてであります。今の答弁の中で、ちょっとわからない点があったので、追加でお願いしたいと思います。

応能割である均等割と平等割のところ、新たな軽減については、従来の軽減措置が該当しない世帯も含め上乘せして軽減する。この上乘せして軽減するという中身がどのようなものなのか。

それと、既に算定は、正式な保険税の算定は、6月会議で提案されるというふうに思います。県のほうからは、納付金学。これは正式な額としてきている金額なのかどうなのか。その額を算定するにあたって、この広域化にあたっての全国の市長会、東北県知事会、市町村会、それぞれ国保税の軽減策を求めてきた経過があります。そういう中で、国のほうは3、

400億円、全国知事会や町村会などは1兆円の規模の軽減対策講じるように要望してまいりましたけれども、国のほうはこの間、3,400億円の交付措置をしているというふうに思っております。令和3年度においても、3,400億円が県に、これは全国配分の金額ですけれど、そのうち県への交付額、町への交付額、金額わかれば、まず教えていただきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 今ほどのご質問でございます。

まず、1点目の上乗せという部分でございますが、国のほうで示してございます未就学児の均等割の一律5割軽減という部分を上乗せという形で答弁させていただいたところがございます。現在、2割・5割・7割軽減ございますが、この軽減措置を行った残りの8割・5割・3割について、改めて未就学児については5割軽減をさせていただくという内容になりますので、また、未就学児につきましては、その所得による軽減措置が講じられてない方についても5割軽減はされるということをご理解をいただきたいと思っております。

あと、2点目の納付金の額でございますが、今回、令和3年度の当初予算に計上させていただいた部分については、決定したもの、県で算定をして、令和3年度の納付額として通知のあった額になってございます。国からの交付金の額につきましては、大変申し訳ありませんが、今、県の部分について、県のほうへ交付される部分については、町も含めまして額については、ちょっとわかっていない状況でございます。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） この質問の中での回答の中でですね、私はこの質問の中で一番最後にしているのは、令和3年度の国民健康保険税軽減対策を求めますというのが全体としての求めている内容であります。これの根本的な回答はございませんでした。で、これは6月会議の中で正式には昨年度のそれぞれの加入者の収入、所得によって、賦課金額が決まりますから、この3月会議ではまだ出せないというのが現状だと思います。

そういう点で、6月会議に向けて、私は軽減対策を考慮してほしいという趣旨からこの一般質問を行っております。ちなみにですね、昨年算定の際には、説明の中で、令和2年度の国民健康保険税率の算定にあたり、町は必要額に合わせた税額変更も考えられるが、全体としては増額の方となるため、新型コロナによる影響の中では増額しないほうが良いと考えるということで、令和1年と、そして令和2年度と、同じ率で均等割・平等割も同じ金額

に据え置かれたということでありました。ですから、令和1年・2年度、同じ量、応益割・応能割も同じと、金額で据え置かれたという政策的な私は決意だったというふうに理解しております。

私はここで一番言いたいのは、その基金も活用して、これはやっぱり町の福祉政策、健康管理。町民の健康管理の面の問題から提起している問題であります。で、私、議員になってから何度も、毎年同じようなこと言って、職員の皆さん、議員の皆さんも、また同じこと言っているとされるかもしれませんが、町長とは、この問題では最初の議論になりますので、是非、その辺もお含みいただいて、聞いていただきたいと思います。

そういう点では、去年のコロナウイルス感染症による大変な生活状況におかれて、収入も落ち込んでいるというふうに思われます。で、令和3年度の予算案の中でも収入は町税が減額の中身で出されております。そういう点では町民の生活、ここをどう支えていくのかと。やっぱり町の、地方自治法における役割は町民の健康と命を守る、生活の向上にあります。そういう点に立脚すれば、当然、政策的に、この、まだコロナが落ち着いてない。それで去年も収入が減っている。そういう下で、政策的にこの健康保険税、どう扱うのか。その根本的な考えを私は伺っております。政策的課題です。どう扱うのか。で、介護保険の中では、第8期介護保険計画の中では、基金も活用しながら、値上げにならないような検討をしていくということが計画されました。そういうやはり、町民に思いをはせた、生活に思いをはせた対応を、どう、この分野で進めるのか。その基本政策の考えが明確じゃないと、県から納付金これだけ。で、町民の収入はこれだけだから、これだけで計算して、単純計算して、値上げせざるを得ないというようなことをやるのか。こういう点ですから、非常事態ですから、基金も活用してあたっていくのか。その辺の基本的な考え方について、私は伺いたいと思っております。再度の答弁をお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 渡部町長。

○町長（渡部勇夫君） 今、山岸議員からの再質問。大変、大切な事柄だというふうに思っており受け止めております。

本当に、かつてない、新型コロナウイルス感染症という、まだ、いまだ収束の見通しが十分たっておりませんが、そういった中で経済的には大打撃を受けて、大変、所得も減少して、町税も減少してということで、非常な困難、お辛い立場になっておられる方や、本当に大変な打撃であると受け止めております。そういった中で議員おっしゃるように、国民健康保険

税の税率は例年、6月会議の中で国保の運営審議会の答申結果を踏まえてご提案申し上げて、ご議決いただいているところでございます。そういった中でかつてはあの、資産割とか、そういった固定資産税に関するそういった割り方がありましたが、そういったのもなくなりまして、今、よりシンプルな積算根拠になっているのかなと私自身は受け止めてますが、そういった中でも、先ほどの未就学児の均等割のさらなる軽減であったり、今回のコロナ禍の中で政策的課題だと、負担が、本当に所得が減っている中で、負担が重くなるので、その辺のことを政策的に充分配慮して、税率を決めるべきだというご提案は、まさに十分受け止めて対応しなければならないことだと思っております。ですので、基金の運用につきましても、基金はご存じのように、やはり先の、今年度だけではなくて、来年度もしくはその次の年度を含めた全体的な運営の見通しを立てた中での基金の活用を図っていかなければならないということをご承知のことと思っておりますが、そういったことと含めて、また一方で、議員おっしゃる、非常に厳しい経済状況の中で、その整合をどういうふうを図っていくかということも、これまた大事なことだというふうに受け止めておりますので、6月の提案の時期に向かいまして、十分その辺は配慮して、検討を積み重ねていきたいというふうに思っておりますので、そのようにご理解をいただきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 是非、配慮ある検討をお願いしたいと思うんですが、私は何故こういうことを議員になってからずっと言い続けているかということでもありますけれども、やはりあの、国が税と社会保障の一体化改革と言い始めてから、社会保障費が国の予算で削られてきた経過があります。今度の発足した菅内閣流に言えば、自己負担、ここに全て、私どもの国民の立場からいけば、自己負担が強いられているというのが現実であります。そういう点で、私あの、全国知事会、それから市町村会、全国町村会も含めて、国に1兆円の規模の財政支援をと、国民健康保険税。国民健康保険に対してね。何故これほど、全国的な世論が大きくなっているかという背景。これは、あまりにも、その税と社会保障の一体改革の中で、国民の税負担が大きくなってきて、苦しくなっているという現状から、国民世論の、これは声だというふうに私は思っております。それだけ声を挙げなければいけない状況まで大変な状況になっているんだと。で、ちなみにですね、令和2年度、試算してみました。よく言われているのが、協会けんぽとの差です。国はよくあの、400万、夫婦二人、子供二人。これを資産の一つの目安として出していますけれども、協会けんぽ。これは年収、これ、協

会けんぽも、国保税も、年収400万で計算しますと、協会けんぽは、これは計算方式違いますけれども、月々の報酬月額に対しての3ヵ月平均に対して、月々9.71パーセント。で、これの半分が事業所負担ですから、本人負担は4.855パーセントになります。これも大体、ボーナスも同じような保険料率になりますから、単純に私は試算するのに400万を12で割って試算いたしました。そうしますと、大体、年間の保健料が19万8,000円です。協会けんぽの場合は、子供が何人いようと、料率は同じであります。国民健康保険税はどうかということと言いますと、所得割で9.06パーセント、応益の平等割・均等割があって、合計で36万3,300円になります。所得割が22万。平等割が1世帯あたりで2万500円。扶養で一人当たり3万700円で、4人いれば12万2,800円。ですから、この差が16万5,300円になります。で、これは39歳までで、40歳以上65歳未満の場合は介護納付金の分も追加されます。その場合、どうなるかと言いますと、国保加入者の場合は23万4,600円。で、協会けんぽの場合が23万4,600円。で、国保加入者の場合は47万2,800円。この差は23万8,200円で、協会けんぽの倍の金額になる。これだけの、やはり、協会けんぽと国民健康保険税料が金額が違って、国民の負担が大きくなっているということから、やっぱり全国的にも国に対して1兆円の予算措置を図るように求めている。こういう流れであります。で、また同時にですね、只見町における、平成21年から令和2年度の間の保険料、どうなってきたかと言いますと、当時は、平成21年、2009年度ですが、所得割が5.89パーセントでした。全体でいきますと平成21年度では23万2,000円でした。で、令和2年度は36万3,300円ですから、13万1,000円の金額に値上がりしていると。同じ収入で、これだけやはり、税額が変化してきているわけですから、町民のそれぞれの置かれている生活状況は収入同じでも社会保険料が高額になって、その分、可処分所得が少なくなっているというのが実態だというふうに思います。こういう実態から、それぞれの、先ほども言いましたように、全国の知事、市長、町村も国に対して意見を言わざるを得ない状況になっているというのが実態だというふうに思います。これがやはり今の全体の、やはり国民の声を代弁しているというふうに私は思っております。そういう点では、やはり、基金の活用についてもですね、この10年間で大体、一番あったときで、大体10年前で1億5,000万ぐらいだったと思います。1億6,000万弱ですかね。1億6,000万弱。この大体、令和1年度ぐらいいまで基金を取り崩した額が6,000万。で、令和1年度では大体9,000万ちょっ

と、まだ基金があったというふうに思います。で、ちなみに、まだですね、算定、確定ではないでしょうけども、令和2年度末の国保の基金保有残高は大体どのぐらいになる見通しでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 令和元年度末で9,744万5,000円ほどでございます。

まだ令和2年度の見込みとしては、ちょっとたってございませんので、ちょっと今のところ答弁できないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 先ほど、私、縷々、この間の状況についてお話をさせていただきました。その中でも特にあの、最初の国が未就学児の均等割、5割軽減するということ。このことについても、全国知事会や、この社会保障制度審議委員の中からも賛成の声が挙げられているようでありますが、しかし、国が5割と。で、未就学児に限るということ。これは半分は県や町が出しなさいということになると思うんですね。極端にいけば、県が残りの50パーセントの2分の1で25パーセント、町が25パーセントというような中身になってくるんじゃないかなというふうに私は推測をいたしますが、これに対してもやはり、その社会保障審議会の中では縷々意見が出たようであります。やはり全額、国が求めるべきだと。で、私はこの間で何度も、この場で言いますように、やはり、生まれて、産声をあげれば、均等割が課される。収入がない子供にも税金がかけられるというこの制度。人頭割制度。これは明治から引き継いでいる制度であって、近代国家には馴染まない税制度だというふうに考えております。そういう中身からも、政府も一定程度、対応せざるを得なくなっているというふうに私は考えますが、これで、私はこの間、この子供にかかる均等割を廃止して、子育て支援対策として軽減対策を求めるよう提案してきましたけれども、今回の提案の内容は、6月の算定において、国民健康保険税の全体的な軽減対策を基金活用して図ってほしいというのが趣旨で、先ほどの町長答弁であった、現状を認識しながら基金の活用も将来見通して活用を図るということの答弁ですが、是非、縷々の状況も検討して、保険税の軽減対策図っていただきたいと思うんです。

それで、ちなみにですね、先ほどの最初の答弁の中でありました、その全県、これは年間かけての全県統一の保険料になっていくという見通しの中での、この間の中では、その場合に、高額な保険料になるに備えて基金活用するというような今回の答弁の内容もありました。

で、この全県の広域化という場合になった場合の参考が、私は後期高齢者保険料の扱いだと思います。これはもう、県が金額を決めて、町は県に納付するだけ。町民から徴収して。町が独自に算定して軽減するとかという、料率の余裕はないような制度になっているというふうに私は理解しているんですが。この後期高齢者の医療制度、平成20年に始まってから、6年かけて全県的な平均の金額まで只見町はそれぞれ、加入者負担強いられました。たぶん6年間だと思うんですが、その中で毎年毎年、保険料が上がっていくという歴史的な経過があります。そういう点では、まだ、どういうふうに、この広域化の中での全県的な平均的な保険料、それと制度になるか私はわかりませんが、今現在、国民健康保険税は県からの広域化もありますけれども、まだ、町単独で保険税率を検討できるというところにありますから、そこは是非、町長、6月の算定にあたっては、私、先ほど縷々述べましたけれども、そういう町民の置かれている現状を踏まえたうえで検討を再度お願いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 渡部町長。

○町長（渡部勇夫君） 今、山岸議員からお話をいただきました、今の国民健康保険税の県へ統一するという流れは、まさに後期医療保険制度の流れだと、同じだと思っております。当時、私、保健福祉課長させていただいております、今は59市町村ですが、福島県下、90市町村のデータの時に、その前は老人保険制度がありました。その時に90市町村中、只見町は一人当たりの老人保険医療費が低いほうから5番目でした。非常に、老人保険医療費が少ない、県下90市町村の中で5番目に少ない町だったというふうに記憶しております。ですから、やはり、老人保険、健康づくりの取り組みが優れていたと思えますし、そういった意識も高かったと。高齢化の問題もありますけど、同じ老人保険といっても。そういった意味では先進地だったという記憶があります。そういった中でやはり、おっしゃるように、2年ずつ、段階的に、次ごう6年、6年間かけて料率を統一することで現在の後期高齢医療保険制度に移行していますので、山岸議員おっしゃるとおりでございます。

やはり、そういった中でも、ちょっと話それますが、令和3年度に、その事務局に町の職員を一人出さなければいけません。そういった中で、先ほどらい、職員の確保が非常に厳しい環境の中で、また若い優秀な職員を1名、後期高齢の医療保険の事務局のほうに1名派遣するというので、今現在、準備を進めておりますけれども、そういった状況も一方ありますから、手放しで、やはりそういったものが決まってくるんじゃないかと、やはり人的な、そういった体制といいますか、負担といいますか、そういったのも伴ってくる制度でありま

すので、国民健康保険制度もそうなった場合には、また同様な人的な対応も、持ち回りにはなるとは思いますが、出てくるのかなというふうには想像はしております。

そういった中で、今回の国民健康保険税の軽減の措置については、本当におっしゃるように、協会けんぽであれば、月額報酬決まってまして、標準報酬月額ですか、その中で料率がおっしゃるような率で決まってくるので、その通りでございます。そういった中で一つは人頭割と申しますか、お子さんでも、その人数割りで徴収する方法が今の時代に合っているのか。見直してもいいんじゃないかなという、見直すべきだというご提言があったということとはひとつ、しっかりと受け止めて、そのうえで、率の変動しても、一番は、皆さんから、国民健康保険の被保険者からいただく徴収税額によって率を合わせているということですから、率が高いか・安いことも大事ですが、やはり限られた被保険者数の数の中で、いくら税としてご負担いただくのかというところがポイントになってきますので、やはり、被保険者が減っているということと、併せて徴収する税額がいくらになるかということを見極めて、その料率を決めてくるというふうになるというふうには認識しています。

あと、かつては、今、固定資産税の税率1.6パーセントにさせていただいておりますが、依然、超過課税ですが、かつては1.9パーセントとか、1.85とか、という時代がございました。そういった時には、同時、国保税の担当をしていたこともありますが、毎年6月、議会の中で様々な慎重なご議論がなされて、当時はその超過課税分の一部を国民健康保険の会計のほうに繰り出して、それで軽減を図って、税額、税率を決めるということで大変なご議論をなされた時代があったというふうに私も十分記憶しております。ただ、その後、今、様々な操出基準、財政規律と申しますか、そういった操出基準がありますので、その辺の財政ハザードの中で、どこまでできるのかということも一方で検討しなくちゃいけませんし、あとは議員おっしゃるような、本当に、十分、国民年金の方々の年額、そういった負担を考えれば、おっしゃる趣旨は十分わかるつもりでございます。やはり本当に、おっしゃるように、国がもっと、税と社会保障の一体改革という、良い文言ではあります、やはり国が出す分を減らすだけでなく、増やすような一体改革をしてもらいたいと私は本当に切実に思っておりますが、そういった中で、十分、おっしゃる認識を踏まえながら、実際どこまでできるか、今の段階ではわかりませんが、様々な検討は重ねてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君）　ちょっと、若干あの、県統一保険料までのスケジュールについて、ちょっとわかりにくい部分あるかと思しますので、補足をさせていただきたいと思います。令和5年度までの間に、今、医療費指数であったり、公費負担の県単位化とか、そういった部分の調整をさせていただいています。令和6年度から、段階的に県の統一保険料に向けた移行期間という形で段階的に統一を図っていくと。で、令和11年度を目標に統一をさせていただくということで今、協議はされている段階でございますが、基金の活用については、移行期間も含め、令和11年度以降、県統一期間、統一保険料になった後も基金の活用を図って、軽減を図ってもいいですよというような協議も今現在されている段階です。まだ決定ではございませんが、そういった協議等を注視しながら、基金の活用については検討してまいりたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君）　8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君）　今の最後の話になりますけれども、コロナの中で大変な思いしている町民に思いをはせて、そこを重点に政策決定を6月に向けてお願いしたいというふうに思います。

次の、買い物支援の関係ですが、この中で、2事業者が審査会を経て、もう決定しているということでもありますけれども、この事業者の名前は、この場で言うことというのは可能なんでしょうか。言えるのであれば、是非、教えていただきたいと思います。審査会でもう通っていて、ほかのところではもう大体わかっている中身なんで、お願いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君）　事業者につきましては、1件は有限会社うおかくさん。もう1件については、株式会社ブイツーさん。ブイチェーンの只見店さんでございます。

○議長（大塚純一郎君）　8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君）　これ、入札してから車の発注して、実際にこの車運行までは、まだ時間がかかると思います。これ、社会福祉協議会に委託、委託というか、お願いというか、して、社会福祉協議会で実際には今、その取り組みをしているわけですが、これ、事業主体は社会福祉協議会ですけども、町の、この関わり方はどんなふうになっていくのか。私、この間、やはりあの、明和地区で買い物支援バス、5年か6年かな、やってこられて、そういうところでのこの町民の、やっぱり話す場だとか、様々な、ただ単に買い物だけではない、プラスアルファがありました。そういう点を踏まえての町のこの福祉政策といたしますか、こ

れ、どんなふうに考えて関わりをこれからもたれていくのか。その辺について伺いたいと思っています。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 町との関わりということでございますが、社会福祉協議会の中に、生活支援体制整備協議体というものを、生活支援コーディネーターというものを町の委託で配置をさせていただいて、その協議体の中で地域の課題を洗い出して、またそれをどういうふうに解決していくかというようなことで協議をさせていただいている。その中に町も保健福祉課の中で入って、一緒に協議をさせていただいている部分でございます。今回、その中でも買い物支援に対して、課題提起されまして、協議をさせていただいた結果、今回こういった事業に結びついたということでございます。今後につきましても、その協議体の中で事業の内容であったり、そういったものは逐次、協議をさせていただきながら検討をさせていただきたいというふうには考えてございます。またあの、協議体の中に協議をするうえで、商工事業者、商工会の方にも入っていただきながら、今回、事業を組み立ててきたということもございますので、今後も連携をしていきたいというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 今、協議体ということで答弁いただきましたけど、これに入っている、今、商工会も、ということで答弁ありましたけれども、これはあれですか。そういう協議体の構成している内容はどんなふうな内容になりますか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 構成している部分につきましては、区長さんであったり、あとちょっと今、委員の構成、はっきり覚えておりませんが、福祉団体等の代表の方に入っております。随時、必要に応じて商工会の方に入っていただいたり、今回、事業者の方にも入っていただいて、その課題に沿った方に入っていただいて、協議をさせていただいているということをご理解いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） そうしますと、この協議体というのは、言ってみれば、協議する場であって、執行する場ではないということですよ。で、今、これを運営するにあたって私が懸念しているのは、その車も貸与しました。あとは全部、事業者さんでやってくださいとい

うことになるのか。で、私はこの間、買い物支援バスあった当時、今回こういう貸与しての運行という中で、様々な課題も出てくるんじゃないですかということも提案してまいりました。そういう点では、ただ単に、この移動販売して、行って、モノを売れば良いということだけにはとどまらない問題も今後出てくるんじゃないかなというふうに思っております。例えば、前の時には見守りだとか、で、お年寄りの、移動販売車が行けば、皆さん集まりますから、そういう点での見守りや、それぞれの、その人たちの交流にもなったりとかですね、いろいろ、運行する前と、実際に運行してみて、違う内容が発展的に出てくると思います。そういう点で私は、このことを運用する中で、さらに、この町民と行政との関わり、町との関わりなども含めて、多様な良い面、それから弱点も現れてくると思います。それにどう対応していくのかというのが質問の大きなところでありました。で、社協だけでは、この協議体だけで協議して、じゃあ、あとは社協でやってくださいというふうになるのか。今の社協の構成員の中だけでは、私はそれはちょっと大変かなというふうに思ってます。そういう点でのこの、マンパワーがもっと必要な場合も出てくるんじゃないかなと想定されるんですが、そういう時にはどう、町として関わってくるのか。ただ、協議体に出て、それぞれ意見交換して終わりなのか。その辺の関わり方についてお伺いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 今回の買い物支援につきましては、まずは買い物、買い物というか、商品を買っていただくという部分が重要になってくるのかなと思います。そこへプラスして、先ほど言われた見守りであったり、配食であったり、そういったものも加味をしていければなというふうなことで協議はさせていただいているところでございます。なお、運行状況等につきましても協議体の中で協議をさせていただいて、様々これから、やはり課題見えてくるものと思っておりますので、それについては、その課題をどう解決していくのかという部分については、町も一緒に検討をさせていただきたいというふうに考えております。今、個別、具体的に、こうしますという部分は申し上げられませんが、その課題については町も一緒に検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 質問の順番があちこちいっちゃいました。

最後に、1点だけ確認したいと思うんですが、この事業ですね、進めるにあたって、町内の、それぞれ個人商店あると思います。そういうところとの合意はきちっとされているのか

どうか。そこ1点だけお伺いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 個別に町内の商店さんと協議をさせていただいたということ
はございませんが、商工会を通じて意見をいただいたということで確認はさせていただいて
いるところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） そうすると、大体のその、小さいお店も含めて、全部、商工会に入っ
ているということを前提にして、そういう対応なんでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） その加入状況についてまでは、ちょっと私も、大変申し訳あ
りません。その時点で把握はしておりませんでした。一応、商工会を通じてそういったこ
とをさせていただいたということでございます。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 何故こういうことを言いますかということですね、これ、やっぱり、き
め細かに、それぞれの、やっぱり町内の営業しているお店も、それぞれいろいろな立場があ
ると思います。実際に今、移動販売もやっている方もいらっしゃいます。ですから、やっぱ
り、そういう人達の声もやっぱり尊重していくというふうにしていかないと、やっぱり、こ
れを町がやったために、うちの売上が減ったとか、いろいろな声が出たら、やっぱりこれは
まずいので、やっぱり町民の合意をとって、納得して進められるような運営を是非お願いし
たいというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） おっしゃること、もつともだと思えます。

若干、現在、移動販売されている方につきましては、声をかけさせていただいたり、お話を
伺ったということもございますが、全町的に個別に確認をしたということではございませ
んでしたので、商工会を通じてという話にはなっておりますが、なお、そういった部分に
ついては十分気を付けて対応してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○8番（山岸国夫君） 終わります。

○議長（大塚純一郎君） これで、8番、山岸国夫君の一般質問は終了いたしました。

昼食のため、暫時、休議します。

午後の会議の再開は1時15分といたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時15分

○議長（大塚純一郎君） 午前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

7番、中野大徳君の一般質問を許可します。

7番、中野大徳君。

〔7番 中野大徳君 登壇〕

○7番（中野大徳君） 通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

質問2点ございます。

1番目、基幹産業である農業に対する町独自の支援策についてお伺いします。新型コロナウイルス感染症の影響により、各産業に甚大な減収減益の影響を与えております。国では様々な支援策が講じられているが、基幹産業である農業に対して町独自の支援策が必要と考えています。外食産業の営業自粛等で店舗の閉鎖や需要の低迷、特に米は生鮮食品より保存が可能のため、民間在庫量の増加に伴い、令和3年産の米価下落が予想されております。農産物に対して町独自の支援策が必要と考えていますが、町長のお考えをお伺いします。

2番。自然エネルギーバイオマス発電について。CO₂の削減は産業界に大きな変革をもたらすと考えております。ユネスコエコパーク登録の町として、自然エネルギーバイオマス発電については、近隣市町村よりリーダーシップを取って研究していく必要があると思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 渡部町長。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 7番、中野大徳議員のご質問にお答えいたします。

まず、基幹産業である農業に対する町独自の支援策についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響は本町の産業全般に大きな影響を与えており、農業面では令和2年産の米

価下落等により稲作農家等に減収の影響が出ている状況であります。町独自の支援策のひとつとして、令和2年の農業収入が前年比20パーセント以上かつ15万円以上減収した農家へ定額15万円を給付する只見町農林水産業経営継続給付金を確定申告の開始に合わせて実施し、農業経営持続化のための支援を行なっているところであります。また、米の需要拡大及び只見産米のブランド化と米の六次化商品の販路拡大による所得向上を目的に、国の交付金を活用した農産物販売力強化事業を実施しております。本事業により本年2月13日に福島民報の紙面一面に掲載した只見産米のPRは購読者からの大きな反響がありました。600通あまりの応募がございました。只見産米のPR拡大と販売促進に寄与するものと考えております。本日の福島民報さんの新聞にその旨の記事が掲載されてございました。令和3年産の米価も下落が予想される中、国では令和3年産米の生産目安を693万トンとして、令和2年産より36万トンの減、面積にして7万ヘクタール減という過去最大規模の削減となる主食用米の生産目安の面積が提示されました。本町でも前年比18ヘクタール減となる342ヘクタールの主食用米の生産目安となる面積の提示を受けておりますが、国、県の助成制度に町の助成を加えた水田営農の取り組みを推進し、有効な水田活用を図ってまいります。また、只見産米のPR、販売促進事業を継続的に実施するとともに、現行の稲作農家育成支援事業等、町独自の支援策の推進を図りながら農業振興に努めてまいります。

次に、自然エネルギーバイオマス発電についてであります。2番、酒井議員にお答えしたとおり、自然エネルギーを活用したバイオマス発電については、CO2の削減など持続可能な社会の構築にとって大切な視点であると私も考えております。先日開催された、奥会津5町村活性化協議会においても、木質バイオマス発電についてはメリットと懸念される課題もあることから、共同研究していく必要があると私から問題提起を行ったところであり、今後、その枠組みで研究を進めてまいることとなりました。今後も必要に応じ、近隣市町村と連携し、またリーダーシップを発揮し、地域課題解決に向けて邁進する所存でありますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） それでは再質問をさせていただきます。

今、町長、今日の新聞の記事のこと説明いただきました。私も大変うれしく拝見しました。大変、笑顔で抽選なさっている様子が、福島県民によく伝わったかなと思っております。

応募が多くて、10人増やされた。これも大変良いことだなと思って拝見いたしましたところであります。

まず、町独自の支援策ということでお聞きしました。これは町独自ということで、答弁書には町独自の支援策の一つとして、令和2年の農業収入が前年比20パーセント以上かつ15万以下減収した農家へ定額15万円を給付すると。これは昨年でありましたか、前町長の時に、コロナ対策の、第3次のコロナ対策の予算提案であったなと今思い出しておりますが、これはまだ今、申告途中でありますから、支給されてないということになっております。これ、でも、いろんなところを調べてみますと、町独自とは言われますが、近隣市町村でもこのパーセントや金額は多少違いますが、かなり行っている政策であります。政策というか支援策であります。私、これ、間違っていたらすみませんが、あまりこう、町、そのパーセントとか金額は町で決められたかもしれませんが、なんとなくこう、ガイドラインに沿ったような支援策のように見えるというか、思っております。で、まず、この支援策でございますが、各業種によって様々なものがありますが、只見の農政を司っていらっしゃる担当課長として、この支援策で十分だと思っていられるのか。それとも、今後、新たに講じなければならないという見解をお持ちなのかどうか。その辺のところをまず最初にお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） コロナ禍における令和2年の農業経営。大変あの、厳しいものがあつたというふうに認識をしております。その中で国・県も様々な支援策を出して、それに該当する農業者の方は、そういった支援策を活用しながら、事業の継続に向けて今取り組んでいらっしゃるというふうに思っております。今回あの、町が農業経営の継続給付金ということで定額15万円の給付金を準備した経緯につきましては、農業経営の在り方がやはり一年を通して経営してみないと、実際の影響がわからない、わかりにくいといったこともありまして、年間を通した中で経営状況が、先ほど町長申し上げた対前年比で20パーセントかつ15万円以上の影響があつた方には給付をいたしまししょうということでの策でございます。この金額が妥当か。これで十分かと言われると、これは対前年比での比較で考えていくしかないんですが、そういった影響のあつた方に関して町として最大限できる支援策というふうに考えてございます。今後の策につきましても、令和3年産の米価がこれまで以上に下落するのではないかというような予測もたっている、そんな状況ですので、今後の農業経営状況、米価等々含めまして、その状況を見て、やはり町が支援すべきことは支援を検

討していかなければならないというふうに考えておりますので、今後につきましては、今すぐ当初予算に上げてということにはなりません、状況を見ながら研究・検討していきたいというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） 7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） 農業という職業は、やはりその、前年の収入から比較してとか、そういう収入の面だけではない、大変な、僕はまあ、例えば景観を守ったり、様々な面で私は貢献していると思っております。これで、前年比と今おっしゃいました。これは普通の、普通のというか、商売であれば、前年比・前年比で、それは私は区切るしかないのかなと思います。課長、ご存じのように、米価は下がっているんです。前年比下がっているにもかかわらず、その前年対比ということは、前年だけで対比してくると、これはもう、どんどんどんどん下がりますよ。普通の商品と違うんですよ。数年前に米価が相当下落した時のことを今思いましたけども、その時に、町独自の支援策をと、私質問したのを、覚えていらっしゃるかどうかわかりませんが、その時は、つつい、ございませんでした。只見だけなかったのと言いますけども、近隣市町村ありました。只見はございませんでした。今回、国に倣って前年対比ということは、米価は、これはもう、どんどん、もう、前年比・前年比で比べていけば、じゃあ今度、3年度、何か支援策を講じたときに、また前年比と比べれば、前年下がっていて、さらに下がるんですよ。これは一応、町独自で15万ですか、上限の給付、支援策では私はほかの業種に対比しますと、せめて町が認めている認定農業者に対して、あまりにもちょっと低い支援策ではないかなと感じております。近隣市町村で、課長、情報入っていると思いますが、もうこれは、申請期限が3月10日でございます。稲作農家緊急支援事業というタイトルでございますが、感染症拡大により米の需要低迷、年間在庫量の増加等により、令和2年産米の米価が下落。これは今後の稲作農家の経営に大きな影響が懸念されると。時期作、令和3年産ですね、時期作に向け緊急支援を講じることとしましたのでお知らせいたします。交付額、1反あたり5,000円。当然、情報は入っていると思いますが、こういった支援策、近隣市町村の政策をどう課長は評価なさいますか。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 近隣町村の農業支援策ということで、今、中野議員のお質しの県は南会津町で今般実施されたものだというふうに認識しておりますし、この情報も町のほうには受けてございます。これはあの、令和2年産に関して、20アール以上の作付け農

家が一律に10アールあたり5,000円の支援を受けられるという制度のものでありまして、これに関しては、只見町では実施はしてございません。ただ、これに代わるものとして、先ほど申し上げた支援策がありますし、さらに言えば、南会津町ではない、只見町で実施をしている別の給付事業もございます。これはあの、町民全般でございますが、特別給付金として一人当たり3万。さらには、町内の利用できる商品券を2万。1戸あたり一律5万というような形で、これは農家の方も当然ですが、含めまして、南会津町にはない、そういった幅広い支援策も行っているというところでは、また南会津とは違う支援策を実施をしているのかなというふうに考えてございます。南会津町も今般5,000円という、これは米価下落分の相当の額かなというふうには考えてございますが、今後を考えたときには、令和3年以降、さらに下落したときに、どういった対策がこれ、立てられるのか。本当にあの、これは大変な状況になってくるといふふうには思いますが、町も今後のその米価の下落であったり、農業経営の状況を見て、先ほど申し上げたような対策を研究・検討していかなければならないというふうには考えてございます。ただ、また別の面で只見町のほうでは支援策を講じております。これは町長答弁の中にもありましたように、今回の米価下落対策としまして、今回の主食用米の生産の減。需給調整のための、いわゆる転作ですが、これに対しても町の水田営農に最大限、効果が発揮できるように、主食用米以外の非主食用米ですが、飼料用米の作付けにあたっては主食用米と遜色のない、さらに言えば、主食用米以上の支援が受けられるような対策をとって、これは遊休農地の対策にもつながります。また、米の生産、非主食用米ですが、にもつながります。そういった面では多面的機能という面で発揮できるのかなというふうに考えてございます。

また、只見米の需要拡大。これにつきましては、これも町長が答弁いたしました、町独自で只見産米の食味をPRして、米の六次化、そういったものを推進をしております。

若干、ちょっと、説明が長くなって申し訳ありませんが、これも一昨年から、こういった米の需要拡大の取り組みを実施しております、一年前、ちょうど一年前ですが、東京虎ノ門の新虎通りというところで、1月から3月まで、只見のお米を販売する。また、米の六次化の商品をPR販売するイベントを張りました。また、東京都内でも米の商談会。こういったものも実施をしております。そういった結果、東京方面では、このコロナ禍においても、只見のお米を取引したいという引き合いがその後増えまして、ある農家の方は、現在、月200キロのお米を東京方面に出荷してございます。また、東京の小笠原、また、遠くは

沖縄。そういった方面まで引き合い出て、只見の米が足りないというような状況も今発生してございます。

また、今回、これはあの、福島県民充ててでございますが、こういった福島民報に、一面に、只見町のお米の宣伝をさせていただきました。これにはまあ、只見産米の特別セットというようなことで、50セットのプレゼントというようなことで出しましたけども、先ほど町長申し上げたように600人以上の応募者がありまして、プレゼントの数も10個増やして、60個というようなことで抽選をさせていただいたところでありまして。やはりあの、この下に、米の関連する商品も並んでございますが、こういった取り組みを通じまして、只見での米粉の生産をしていらっしゃる、新国農園さんであります。そこは今年の福島県の福島産業賞を受賞しました天栄村になりますアルファ電子。ここでの米粉の開発。これがまあ、賞を受けたわけではありますが、そこで食味を検査したところ、その新国農園さんのお米、米粉が大変適しているというようなことで、そこでの引き合い、取引も生まれているところがございます。

こういった、いわゆる一時的な米価下落に対しての一時的な即効性のある給付金とは少し違いますが、ちょっと先も見据えての只見産米のPR、ブランド化。こういったものを通じて、米生産者、農業者に恩恵のある、そういった取り組みを町独自としては進めているところがございますので、併せてご理解をいただければというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） 7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） 町長の施政方針もしっかり読ませていただいております。その中で、今、課長おっしゃったような、只見産米のブランド化を推進していくと。大変、力強い施政方針であります。今、課長がおっしゃった、町独自の部分でございますけども、下段にあります、なんですか、国・県の助成制度に町の助成を加えた水田営農の取り組みを推進し、有効な水田活用。今、聞いたら、それは主食用米から非主食用米と。私、これ、今聞こうと思ったんですが、説明してもらって良かったなと思います。でも、課長、今、町は、ブランド化、推進しているわけですね。非主食用米。これを町独自の政策で今、支援するという説明なさいましたけども、非主食用米、飼料米ですね。飼料米をブランド化できますか。これは、主食用米が売れないから、しょうがなく、県の農政局のほうで、今年は売れませんから、値段必ず下がりますから、それより確実な非飼料米を作ったらどうですかという意味です。これ。もう何通も農業者にはきてます。農政局、直接。なんとか転向しませんかと。

これは町の方針と逆行する話なんです。しかも、生産者は飼料米なんて、本当は作りたくないんですよ。しょうがなく、売れないから、余計な分を飼料米にする人もいます。私は今まで一度も作ったことはございません。手間隙同じですから。だから、これは別に町独自の支援策でもなんでもなし。これ、全国の、みんな同じことやっているんですよ。農政局は。これを町独自の支援策と言われたんでは、これは農業者はかないませんよ。ですから、私が町独自、町独自という、言ってる意味は、先ほど、ご存じのように南会津町はそういった政策をなさって、なさって、今は、種もみを買って、自分でおこす人は、今年、何植えたら一番リスクが少ないか、迷っているんです。県も町も、いや、今年は値段下がってから、飼料米作いやれと。そんな簡単な問題じゃないんですよ。これ。なので、南会津町は3月10日締切で申請書出してくださいと。その分支援しますから。それで主食用米を作ってくださいという意味の支援策なんです。これ、支援策ですから、例えば下落したときに、その時に応じて、20パーセント以上下落したらとか、いくら以上減額したらと。これは支援策じゃないんですよ。これ。はっきり言えばただの赤字補填なんです。政策じゃありません。損したら、損した分、町でちょっとお見舞金あげますよという話なんです。これ。しかも今、農業者は、トマトもそうです。みんな、どのぐらいから大規模と呼ぶのかはわかりませんが、でやってます。500円下がって、その人の出荷量から計算したら、5万・10万の話じゃないですよ。200万・300万の売上がダウンするんです。只見町は20万一律にやりますから。商品券も配りました。それもいいでしょう。それだって、只見町だけやったんじゃないんです。南会津町だってやってるんですよ。だから、それを、それとは別にとという考えで考えていらっしゃるのであれば、そこはちょっと、農業者からはだいぶかけ離れた考えではないのかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） まずあの、非主食用米の支援の考え方について、再度、ご説明をさせていただきたいというふうに思いますが、只見町への、いわゆる、以前は転作の割り当てなんていうふうに言ってましたけど、これはあの、18町歩増えて65町歩の転作の割り当てがきてございます。それを達成することによって、只見町のその米価の下落対策、需給バランスを、それで保てるという町のその割り当てですから、これは守っていくと、それを取り組んでいくということが大前提にあります。その需給バランスを保つ、65ヘクタールに対する転作を、これを米を作るなということになれば、これ、休耕田化してしまいま

す。ですので、それに代わる策として、振興作物のトマトや、花卉、そしてソバやエゴマ、振興作物を作るための支援を、交付金を、これも出しています。しかし、それだけでは65町歩は賄えませんので、さらに、今年増えた18町歩の分を転作としてみなされる飼料米として耕作、稲を作ることによって、それが達成できるんです。ですから、それは主食用米からすると、販売価格はかなり下がります。それでは取り組む農家がいません。ですので、これは国・県だったり、今日の農業新聞にはJAも10アールあたり2,000円支援します。そういったことが表明されておりました。そういったことによって、単収を、主食米を作った単収に並べるか。さらに上回る交付金を出して稲を作ってもらおうということが政策なんです。ですので、これを、非主食用米を、それを売ってブランド化しようとか、そういったことではございません。それは米政策に則った飼料用米として、それは出荷します。ですので、米の下落対策の一つとしての、米の需給バランスを保つための、町に割り当てられている65兆部の転作の、その工面として、荒らさないように、田を荒らさないように、そして、いくらでも米農家に所得をもたらせる、そういった取り組みを、町はそういったことを支援していきたいということですので、それについてはご理解をいただければというふうに思います。

またあの、南会津町が取り組んでいらっしゃる、これも先ほど申し上げたように、即効性のあるものではあるかもしれませんが。しかし、それは一時的なものでありまして、今後もし下落すれば、そういった対策を継続的にやっていくのかということでの予算立てではなくて、やはり先を見越した、只見米をどうブランド化して、所得向上に繋げていくか、有利販売に繋げていくかということ、町がそういった先々を見て取り組んでいくということが肝要なのかなと。米百俵の精神ではありませんが、目先の百俵の米を食うよりも、その百俵で先をにらんだ政策をしていきたいと思いますというところが、今町でやっていることでございますのでご理解いただければというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） 7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） 飼料米の制度は、課長、今説明してもらいました。もう、そのとおりでございます。

課長、先ほどの説明で、そのブランド化によって、（聴き取り不能）要するに、その分は、いいですか、出荷とは別の個人販売用なんです。契約はどこともしてません。いくら売れるかわからないんです。今回の宣伝していただいて、そのために農業者に、じゃあ、何袋売れ

そうだから、取っておいてくださいとか、そんなことは言えませんでしょう。やってみて初めて、さっきも課長おっしゃったじゃないですか。只見産は足りなくなりそうだと。足りなくなったら終わりでしょう。ほかの、米仕入れて売るわけにいかないんですよ。ブランドは。普通の商品と違って。ラーメンが売れば、ラーメンは作って売れますよ。材料仕入れて。味噌もそうです。特産品。特産品というか、六次化製品は売れるものはいいんです。作って、仕入れて、材料仕入れて。米はそれができないんですよ。足りなくなったから、問屋から仕入れて、売るということは、これはもう、ブランド化とは逆行しますから。そして、普通の人は、在庫して、これがこの秋過ぎれば、粉になるわけです。普通の人だって、みんなそうですよ。百姓は。商売している人も。粉になったら、たまたま、10袋売れたかもしれませんが、30袋余ったら、元も子もないんですよ。なので、非常に今慎重になっていると言ったのは、僕はそういう意味で申し上げました。手間隙かけて、一生懸命売って、自分、町の応援を受けて、小ざれいな袋に入れて、ブランド化、名前を付けて。それが本当のブランド化かどうか、僕はちょっと、頭をひねりますけども。そして、只見産はおいしいと。只見産、全体的においしいですよ。間違いなくおいしいです。地域的にも。この大雪も、水も、絶対おいしいはずなんです、はずなんです、米は圃場条件によって、かなり差が出てきます。品種にも差が出てきます。なので、これを本当に推進するのであれば、これはある程度の量を、量を、ある特価で、全部、色彩選別機をかけて、食味でアピールしていくのが、今はもう、数値で出てきますから。同じ只見産米でも、あそこの米は良かったが、ここの米は、つて必ずなるんです。小分けしちゃうと。お客は、たしかに宣伝して、そのイベントとかで来るとおいしいと言ってくれます。食べます。実際、あの原発事故の時には、そうやって助ける意味で、福島県を助ける意味で、テレビなんかではいっぱい売れてるような報道なさいましたが、実は、スーパー、首都圏のスーパー行ってみると、大セールですよ。籠に入って。福島県産の米は。これは、風評被害です。風評被害です。でも、小さい子供をもった福島県と関係ない人とか、そういった時が、スーパーの棚に、新潟県コシヒカリ5,000円。福島県産コシヒカリ5,000円。あえて、取らないですよ。同じ（聴き取り不能）。これ、外国に行けばもっとそうなんです。外国人から見れば、あの時は、チェルノブイリ産コシヒカリに見えるんですよ。日本人がチェルノブイリをそういうふうには扱ったように、チェルノブイリなんか行ったこともなく、おっかなくて行かれねえところだと。外国人から見れば、福島県は、もう、そういう、要するに風評が当然、出ちゃったわけですけども。ま

あ、それから10年経って、各市町村の努力によって、福島県産の農産物、そういったものを、一生懸命取り組んでいただいて、今まで頑張ってきて、町も頑張ってもらってます。そこは評価しますけども、評価しますが、ましてこの只見、会津。あの頃は福島県産から会津産を分けてくれという話まで言われましたよね。放射能の被害も少ないんだし、福島県産コシヒカリでなくて、会津産コシヒカリで、福島県のネーミングはやめてくれと。たぶん、JAさんあたりも、そんな運動をしたのを覚えています。これは余談でございますが、余談でございますが、なので、平成3年産。これからもし、支援策。これは考えていただけるのであれば、赤字補填とかの5万・10万の話ではなくて、なくてですよ、本当に農業者に寄り添った、飲食業、一日休むと、今、何万入るんですか。それに比べれば、一年かけて農業者はやっているんですよ。しかも材料買うんですよ。飲食店休んだら、材料買わなくていいんです。百姓は、耕して、代かいて、苗買って、植えて、休みなんかいいですよ。それと比べれば、これはもう少し、手厚いというか、そういった支援策を是非考えていただきたい。そういうふうにご要望します。

○議長（大塚純一郎君） 渡部町長。

○町長（渡部勇夫君） 今ほど、中野議員から、本当に切実な、農業をなさっている方の、本当にお辛い状況、経営的にも、精神的にも、そういった状況をお話していただきました。

実は先日の町村長の会議の中でも、東北農政局の担当部長さんがお見えになりまして、今まで、今回、答弁で693万トンという話しましたが、従来、700万トンを割るということはなかったそうですが、初めて700万トンを割るという693万トンということは、在庫が、今までは200万トンになることはなかったと。ですが、見込みとして在庫量が200万トンを超えるという見込みですから、一生懸命、農家さんが生産されたお米の、単純に言えば3分の1が残ってしまうという状況が現実だそうです。そして、人口も減っている、消費量も減っているということで、さらに、あまり考えたくはないんですが、具体的にはもう少しまた下がっていくんだろうという見込みがあると、残念ながら、そういった見込みがあるそうでございます。価格についても、特にあの、会津さんのコシヒカリはまだ比較的、下支えしていますが、中通りとか、浜通りとか、ほかの品種は本当に下がどんどん下がっていくということで、そういった意味で会津産コシヒカリは、今日、資料手元にありませんが、あれを見た時には、さすが会津産コシヒカリはまだ下支えができてるといふふうな、率直な感想を持ちました。ですが、本当に厳しい状況に変わりはありませんので、一番は販路の

拡大だと思えます。ですから、今まではJAさん中心に、JAさんも一生懸命、販路の拡大なさっていると思えますし、あと農家さんも法人化を図られたり、様々な工夫をなされて、また独自の販路を頑張ってなさっていることとは思います。でも、それに比しても今年の状況は、本当に幾重にも大変な状況だと。過去であれば、例えば冷害の年であれば、昔であれば税務課のほうで町民税を減免しますとか、あとは借入するときのお金の利子補給は町がしますという、そういう政策の組み立てでやってきました。それでなんとかこう、また翌年の種もみを購入していただいたりしてやってきました。過去の、たぶん、行政はそういう組み立てでやってきました。今回は自分たちが頑張っても、天候のせいばかりじゃなくて、そういう、新たな未知のウイルスの関係なんで、過去に例のないことであります。そういった中で町のほうには4億円余りのお金が国からきたというふうに承知してますが、当初の1億5,000万の中ではまあ、一律10万円ずつと。これは国民等しくということですが。やはり、二次分につきましても、やっぱり、それはあの、若干、町村によって扱いが違って、只見町の場合はまた別に3万円とか、ですから、そこはたぶん、似ているような状況はありますが、詳しく見ると、その自治体によって差があります。ですから、そういった中で只見町としてはご承知のような使い方をしましょうということをお決めになって今に至っていると思うんで、やはり、そういった中で、また別の決め方ももしかするとあったのかもしれませんが、それはもう、当時、それが良いということで決まったわけですから、それはそれで良いのかなと思います。あと南会津町とか、近隣町村につきましても、それぞれ、その町独自の事情がありますから、私がおのことにについて申し述べる立場でもありませんし、それは、その町独自の政策だというふうな理解をしております。ですから、そういった状況の中で、財源的にも非常に、そのコロナ関係のお金は、きた4億円余りのお金は、そういったことで既に、皆さんご存じのように使って、もう国のほうにも精算も済んでいるという中で、じゃあ、財源を何に求めるかといった時に非常に厳しいものがあります。ので、従前のような冷害対策のように、例えば町民税の減免であったり、借入なさる場合の利子補給という原資が大きく伴わない形の政策は、ちっちゃい自治体なりにもそれは可能かもしれませんが、その金額にもよりますが、その辺のお気持ちは十分わかりつつも、どういうふうに組み立てていくかということが、その次の課題になってきます。加えて、先ほど農林建設課長が申し上げたように、米の需給状況が極めて、この先も残念ながら下降線をたどるといって、東北農政局のほうの話も聞いてますので、やはり単年度だけでいいのか。じゃあ、これがもし、考えたくあり

ませんが、また続いたときに、その時はしなくていいのかとか、その辺の議論もやはり、俯瞰的、総合的にさせていただかないと、今のお気持ちは十分受け止めてますし、できることならという気持ちも私も正直ありますけども、やはり、そういう様々な状況を踏まえて検討していかないと、また年度間の不均衡が著しく出ても、それもまたよろしくないことだと思いますので、今あの、具体的な回答にはなっていないかもしれませんが、議員おっしゃることは十分受け止めて、すぐ云々かんぬんという答弁では決してありませんけど、そこら辺を含めて、農業振興、また販路の拡大、ブランド化、PR等につきましても、様々な政策を通じて努めてまいるということを申し述べて答弁とさせていただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） 今のところは、よろしく願い申し上げますということで。

それでは、2番目の質問の再質問をさせていただきます。すみませんが、これ、2番議員と質問重複しまして、相談して重複したわけではございませんので、一応、良い意味で、それだけ皆さん、関心があるという意味で受け取っていただきたいなと思います。

それで、重複していますので、2番議員の回答書を、すみません、見て、質問させていただきます。

町長は、この問題といいますか、このエネルギーに関して、奥会津五町村の会議で発言なさったと。奥会津五町村の活性化協議会で町長が問題を提起し、共同で研究していくべき問題であると、そういうふうな発言をなさったと。これは答弁書の通りでよろしいですね。

それで、この問題についてですね、自分の答弁書には、メリット、その次はデメリットという言葉は使っていらっしゃいません。懸案事項があると。その懸案事項は、正吉郎議員の答えにある、懸案事項は、例えば発電事業の実施状況を見ると木材確保の難しさ。それから排熱利活用方法。それからFIT制度の終了後が懸念状況だと。これは、この通りで間違いないですか。そのほかにもありますか。

○議長（大塚純一郎君） 渡部町長。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

やはり一番は、集材、材を集めるところが心配でありまして、只見町の場合は急峻な山が多くて、やっぱり路網も十分整備されていないということと、西日本で盛んにおこなわれている地域と違って、半年近く、雪に埋もれてしまうということで、その期間、活動ができないということ。併せて、やはり、一般的な言い方として、半径50キロ範囲から集めないと

十分集まらないというようなことも一般論として言われております。そういった中で、奥会津五町村の協議会の中で、そういった話も弊町にありますけども、一緒になって勉強・研究させてくださいということでご了解はいただいたところでございます。併せて、今のF I T っていう国の買取の制度も、本当に恒久的なものかどうかはわかりません。一定の年数があると思いますので。それが突如として、非常に条件が悪くなった時に困りますので、やはりその辺のことも見極めなくてはいけないということ。あと、併せて、木質バイオマスの場合、議員おっしゃっているのはバイオマス全般なんで、たぶん、木質バイオマスに限ったご質問ではないということを理解しながらも、木質に限って言えば、併せてその排熱利用も含めて考えていかなければいけないということで、課題の洗い出しが十分かどうかも含めまして、ちょっとそこら辺はみんな研究・勉強したいという段階でございます。

○議長（大塚純一郎君） 7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） これは今、町長おっしゃいましたけども、懸念されると。これ、やるのは、民間事業者です。町にやってほしいとは誰も言ってないですよ。そして、今おっしゃった懸念事項は、これは、この事業をやるにあたって、木材の量、それから排熱の仕方。それは民間事業者が全部計算して、計算して、だから時間かかりますよ。そして、町に申請するんですよ。町長、心配事ばかりおっしゃいますけども、これ、民間の事業者が町からお金くださいと言ってるわけでも何でもないです。機械買ってくださいなんて言ってませんよ。だから、五町村が、五町村の役場でこれ、検討なさるということですが、思いますけども、五町村の役場で検討したって、これ、始まらないと思うんですよ。スタートできるのかなど。役場で。これは民間業者が、電力業者、それから山林の状況。それ全部、調査して、そして、こういう事業を始めたいですから、是非、土地を貸してくださいと。しかも、今の調査の段階で、今、町に申し込まれている業者は只見が一番適地だと。だから役場に挨拶にいらっしゃるんです。なので、私は思うんですが、今、懸念されて、そして五町村でやった。これ、もっと時間かかるんでないかなど。その辺は町長とちょっと違う見解なんですけど、どう思われますか。

○議長（大塚純一郎君） 渡部町長。

○町長（渡部勇夫君） 実はあの、その事業者の方とは、お見えになりましたのでお会いしています。その時にも、そういった私の懸念は伝えてあります。そして、民間活動なんで、民間活動を制限するつもりは毛頭ありません。ですがあの、只見町は皆さんご存じのように、

人と自然が共生するまちづくりというところを一番根幹にしています。併せて、過去にあの、このような、何故、ブナ、ブナって、ブナを大事にして自然と共生するかということとは十分おわかりのように、布沢の、当時、また国有林野特別会計がある頃、裏山のほうからブナ林が伐採されて、しらないうちに。そして、昭和44年8月の、ああいう豪雨災害が出たと。そしてあの、ブナが伐採されたことによって、著しく増勢したのではないかとということで、当時、町の議会で、全会一致でブナ林伐採反対の決議をなされまして、その後、当時の前橋営林局、様々なところに働きかけをされて、それが町のアイデンティティとして、ブナと生きる・雪と暮らすという、第六次振興計画になって現在に至っているというふうに私は認識しておりますので、民間活動を制限するとか云々かんぬんじゃなくて、やはり、大切な自然ですから、財産ですから。そこを町の長としての責任ある立場から、やはりその辺はちゃんと向き合っていきたいということでございます。

私、あともう一つ、昨日も、2番議員からお話いただいたときに、ブナセンター館長の神谷先生とも意見交換しております。そしてあと鮫川村の関根村長さんともお会いしましたという話もしました。やはり、ここはもう一つあの、薪ボイラーということも併せて考えていくことが必要だなというふうに思っていますので、決して、何の案もない中で、そういう話をしているんでなくて、やはり薪ボイラーも含めて、過去には木の駅構想ということを考えてありますが、やはり全体的なこう、発想は私は非常に良いと思うんですが、全体的な仕組みとして、ちょっと時間的な検討が足りなくて実現に至っておりませんが、今一度、それを考えていくということが併せて大事だなというふうに思っておりますので、決して民間活動を制限するとか、そういう意味ではございませんのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） よく、おっしゃることわかります。自然と共生するまちづくり。わかります。ブナを切るな。それもわかります。これは民間業者、交渉なされば済むこと。ブナは使ってほしくないんだと。間伐材でやってほしいんだと。今、ボイラーとおっしゃったように、只見の、只見のですよ、只見だけでなく、このそばの市町村のも必要になるかもしれない。でも、その森林に合ったボイラー、今あるのですよ。おっしゃった薪ボイラーもそうですよ。なんでかんで、何万キロワットおこしたいと、民間会社も思ってませんよ。この森林に合ったボイラーで、よく計算して、これ時間かかります。これから。それは民間会社が計算します。そして、それに合った、当然、熱も利用しないと合いませんから、電気をF I

T価格で売るだけでは、おっしゃったように採算が取れません。ですが、それを計算したうえで、只見を今、第一候補地として、そしていらっしゃっていると、そういう、僕は認識しております。只見の…

○議長（大塚純一郎君） 中野議員、質問時間60分終わりました。

○7番（中野大徳君） 終わりですか。わかりました。

○議長（大塚純一郎君） これで、7番、中野大徳君の一般質問は終了いたしました。

続いて、10番、齋藤邦夫君の一般質問を許可いたします。

10番、齋藤邦夫君。

〔10番 齋藤邦夫君 登壇〕

○10番（齋藤邦夫君） 通告に基づきまして、2点、一般質問を行います。

第1として、町長のまちづくり構想と新年度の重点施策についてでございますが、細目を申し上げます。1として、平成27年度に策定した第七次只見町振興計画は前半が終わりました。後半には長年の悲願であった国道289号八十里越も開通し、平成23年7月の新潟・福島豪雨災害で不通となっていたJA只見線の全線復旧など、奥会津地方の地域経済や生活環境に大きな変革が期待されます。このチャンスを町長はどのように捉え、まちづくりに備えていかれるのか、長期的視点に立って渡部町長の描くまちづくり構想について、その考えを伺いたい。2として、町長が所信表明で考えを述べられた交流と定住の中間という関係人口について、具体的な施策内容を伺いたいと思います。3といたしまして、町長就任後の新年度予算の提案にあたり、その予算の額の大小に関わらず、特筆すべき重点施策を伺いたいと思います。

大きな第2点として、景観条例と魅力あるまちづくりについて。只見町の地域特性を活かした良好な環境をつくるため、平成11年に、うつくしい只見町の風景を守り育てる条例が制定されました。その後20年あまりが経過しましたが、その間の主要な取り組みと結果について、また今後の取り組みについて伺いたいと思います。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 渡部町長。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 10番、齋藤邦夫議員のご質問にお答えいたします。

町長のまちづくり構想と新年度の重点施策等についてであります。項目ごとにお答えい

たします。

はじめに、長期的視点に立ったまちづくり構想についてであります。齋藤議員ご質問のとおり、国道289号八十里越の開通やJR只見線全線再開通による奥会津地方の地域経済や生活環境の変化は非常に大きいとの認識、これを好機ととらえる認識もまったく同じでございます。交通事情の変化により只見町が単なる通過点とならない取り組みが重要であり、具体的には只見駅前の賑わい創出や交流拠点施設及び体制の整備は喫緊の課題であると考えております。単に施設をつくるということだけではなく、生産から加工、流通までの経済が循環する産業振興の仕組みも併せて検討すべきと考えております。また、来町者の有効な滞在時間を創出するため、町内各所にある観光拠点や史跡等をそれぞれの点ではなく、つながった線や連携した面として考えていくことが重要とも考えております。

次に、関係人口についての具体的施策についてであります。関係人口につきましては、移住された定住人口でもなく、観光に訪れた交流人口でもなく、地域や地域住民と多様に関わっていただく方々と捉えております。交流人口から関係人口へ、関係人口から交流人口へ、入口は様々ありますが、結果として定住人口につながるものが只見町にとっては理想であり、目標ではありますが、まずはその裾野を広げるため、関係人口の拡大に向けて取り組んでまいりたいと考えております。ふるさと納税で只見町を応援してくださる方々をはじめ、只見町ふるさと大使やふるさと応援団、県庁只見会、山村教育留学生、地域おこし企業人などは関係人口と捉えており、こうした取組みを今後も継続してまいります。今後の具体的取組みといたしましては、ふるさと納税をしてくださった方々が只見町をぜひ訪れてみたい、只見町とぜひ関係を深めていきたいと思ってもらえるような仕組みづくりを構築すべく検討中であり、その仕組みにより、さらなるふるさと納税へとつなげ、併せてふるさと納税増に向けた登録サイトも拡大することで関係人口の拡大を図ってまいりたいと考えております。そういった仕組みにつきましては、現在、関係機関等と調整中であり、具体的な取組みとなりましたら改めてご報告させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

次に、新年度予算提案にあたっての重点施策であります。まずは新型コロナウイルス感染症対応と考えております。具体的にはワクチン接種ということになりますが、これを早期かつ適切に進捗させることが町民の安心・安全につながり、経済活性化にもつながるものと期待しております。その上で、定住対策や産業振興対策、新たな取り組みとして特定地域づくり事業の支援等も行っていきたいと考えております。

次に、うつくしい只見町の風景を守り育てる条例による主要な取り組み結果と今後の取り組みについてであります。本条例は町制施行40周年を記念して、豊かな自然を守り、住みやすい町づくりを進めることを目的に平成11年に制定され、また併せて景観形成の指針となる只見町景観形成基本方針を定め、町民と共に景観形成を推進してまいりました。これまで集落等のご協力による河川や道路等のクリーンアップ作戦の実施や、婦人会や老人会等による花壇づくり、またボランティア団体によるJR只見駅周辺での景観づくり等々、各種団体が町内各所で景観形成への取り組みにご協力をいただいております。公共施設では、平成13年度及び平成28・29年度に只見町公共サイン計画に基づき周辺景観に配慮した公共サイン看板を全町的に設置しており、また公共施設の整備では屋根の色を茶系等に統一するなど景観形成に努めてまいりました。

今後の取り組みにつきましては、本条例の主旨や目的を町民により広く知っていただき、町民と共に景観形成による町づくりが進められるよう、引き続き啓発に努めてまいります。また、克雪対策事業におきまして、令和3年度から屋根塗装を対象事業に加えたいと考えておりますので、本事業の実施にあたり屋根の色を茶系等にお願いするなど景観形成を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 10番、齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） それでは再質問を行います。

まず1番の、町長のまちづくり構想と新年度の重点施策についてでございます。

まず、この質問につきましては、町長の就任時の所信表明。また、令和3年度の施政方針さらには昨日・今日に至る各議員に対する一般質問。また、今日の答弁等で大変詳細に説明をいただきました。まず、交通事業の変化によって只見町が単なる通過点でない地域にしていかなきゃならないということで駅前や交流施設等の整備を急がれる。あるいは、そのほかにも経済的活動等々、大変細かに説明をいただきました。

それで、これらについては、まず、内容について同じことを質問するということは大変重複いたしますので、これを省略いたしまして、これらの、いわゆるまちづくり構想。これを新年度予算の中にどのように反映されるのかなということを期待して予算書を見てもみましたが、どれも、どうもはっきりしたものが出ていないと。まず、町長が12月に就任されて、そして現在までに何ヵ月もございませんから、考え方だけ答弁書に答弁いただきましたけれど

も、それはそれで仕方がないというふうに思っております。

碁の格言、囲碁の格言でございますけれども、大場より急場という格言がございます。今、只見町は、まあ、只見町ばかりではありませんけれども、コロナウイルス感染症対策。これは待ったなしの対策でございますから、これは急場として対応していかなければなりません。しかしながら、将来に向けての町長のまちづくり構想。それを実現するための、やはり、布石と申しますか、碁でいえば布石でありますけれども、そういったものをきちっと計画的にやっていっていただけませんと、実現が遅れてしまうということがございますので、その辺の考え方を町長からお尋ね、お聞きしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 渡部町長。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

昨年12月16日に就任させていただきました、その後、議会のご配慮もありまして、12月会議は1週間、時間をご猶予いただいて12月会議で審査・審議させていただきました。年が明けまして、1月ということで、率直に申し上げまして、実施計画等は前町長当時からの方針である程度積みあがっておりますので、基本的にはそれを尊重するという姿勢でございます。そのうえで、12月会議でいただいた、イノシシによる田んぼの畔が壊された支援制度とか、屋根塗装とか、いくつかのお話がありました。それで、それを取り入れさせてもらえる項目は、そこに、十分ではないかもしれませんが、考え方は取り入れさせていただきました。今、議員おっしゃっていただきました、大場より急場。私は碁はまったくできませんが、意味だけは多少はわかるつもりでございますので、そういうふうにご指導いただきありがたく思っております。私はその大場の部分につきましては、やはり、ここ何年か、町の、申し訳ない話ですが、事務改善委員会等が開かれていないということも就任後、承知いたしました。そういったことも含めまして、あとは経済や産業経済会議（仮称）と言っておりますが、そういった中で積み上げていくと。そして、只見町議会は議会基本条例に基づきます通年議会を開催されていらっしゃるということでありますが、そればかりに甘えるつもりはありませんけれども、なるべく早くということですが、それにはやっぱり人事の体制をきちんと定めさせていただいて、まずは人事が大場の一つだというふうに思っております。そのうえで、私が公約、様々な所信表明、施政方針で申し述べさせていただいたことを、予算だけではなくて、人、あとはきちんとした思想の下に考え方があるということがとても大事だと思っておりますので、

そのような考え方で取り組んでいきたいということはまず申し述べさせていただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 10番、齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） 大変、理解のできる答弁をいただきました。

10年ほど前でございますけれども、山形県のほうに行く際に、小学校の校舎の上に看板がございまして、どういう児童を育てるかということであったかと思っておりますけれども、その中に、意志、それから体力・知力という、それを見て、ああ、と思って感じたんですが、私も過去に役場にお世話になっている当時から、やはり、やる気がなければだめだし、意志が強くなければだめだと。意欲・体力・知力。意欲があれば、自然に知力もつきますから、そういう意味で、それを見て感心した記憶がございまして。町長におかれましても、役場職員が意欲を持って、どうも、休まれるような職員がいるようですけれども、なんとか健康を保って、そして勉強して、町民のために頑張っていたいただきたいなど、そんなふうに期待を申し上げるわけでございます。

それでは、次の2番目の、うつくしい只見町の風景を守り育てる条例。これは、答弁書にございますように、町制施行40周年記念事業として取り組まれたということでございますが、まあ、条例そのものは平成5年頃から全国的に、そういった条例ができてきたというふうに理解しておりましたけれども、大変、この条例を見まして、私は感心しているわけでございます。法や条例は条文を読むのではなく、その目的と趣旨を理解せよと、先輩職員から指導を受けた記憶がございまして。そういった意味で、この条文を見ますと、この条例の前文が大変良いわけでございます。皆さん、お持ちかどうかわかりませんが、是非この条文の前文を見ていただきたいわけです。こういった考え方の下に、やはりその景観条例の景観をつくっていくという考え方があったんだろうと思っておりますが、これはあの、全国の条例を見ても、決して引けの取らない立派な条例であるというふうに考えております。

それで、この条例に付随するアクションプランですか、いわゆる規則ですか、規則か要綱か、そういうものがあるかどうか。それ、私見たことありませんので、そこをひとつ教えていただきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） まず、町長が答弁された中で、この条例の制定に合わせまして、景観形成の指針となる只見町景観形成基本方針というものを定めてございます。それは

当時、今、私の手元にありますが、右上に只見町景観ガイドラインという記載のカラー刷りの啓発のパンフレットでございますが、この中に細かく指針が記載になってございます。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 10番、齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） 大変細かいことを申し上げるわけでございますけれども、その基本方針、できていれば結構でございますけれども、もう少し町民にわかりやすい計画、そういったものを出されたら良いんじゃないかなというふうを感じるわけでございます。そういった意味では、先進地においては、いわゆる景観整備計画を部門別に作っておるところもございまして、重点地区を指定して、その整備を計画的に図っていく。あるいはそういった町内の景観を整備するために、審議会等を置きまして、常に第三者が点検するというような手法をとっているところもございまして、また、景観アドバイザーですか、そういった専門家の指導を受けているということもございまして、只見町の場合はどういったことをされているのか、よくわかりませんが、答弁書にあるように公共施設については取り組んできた。民間については、そういった花いっぱい運動のようなことに協力をいただいていたというものはわかりますけれども、これをやっぱり計画的に進めていって、どういった成果があるのか。その辺を確かめていくという対策が必要ではないかなというふうに考えるものですから、ちょっと細かな話になりましたが、申し上げました。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） ありがとうございます。

今、景観ガイドラインという、町で定めた指針がございます。この中にも、先ほど町長申し上げた、屋根の色を茶系統にして、自然に馴染む色にしましょう。また、広告物の材質を木質にしましょう。またあの、ごみを捨てないようにしましょう。また、貴重なブナの原生林を保全・育成に努めましょう。さらに、具体的にいろいろ細かな指針がございます。年月が経ってしまって、今、町民の方々、やっていただける範囲で様々にご協力をいただいているというふうに思っておりますが、そういった指針をもう一度ですね、改めまして、町民の方にもお伝えをし、また、町としても、どういった景観形成が町民と共にできるのかというようなことも考え併せて、この条例の有効な取り組みについて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） 10番、齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） 条例も、そういった、なんといいですか、指針も、立派なものができているということはわかりましたけれども、それをいかに、その町民運動といいましょうか、町の行政の中で目的を達成するためのアクションプランといいましょうか、そういったものをきちっと立てていかないと、やはり実現がされないと。屋根の色一つ見ても、只見町なんかは非常に千差万別でございます。

ちょっと古い話になりますけれども、長野県の白馬村。これは今から100年くらい前に、そのヨーロッパのような村づくりをしようということで、屋根の色を統一したり、私が40年くらい前に行った時は、まったくびっくりしてきました。既に先進地においてはそういう取り組みをしております。まあ、条例なんか出ておりませんでしたけれども、その近くの小布施町。ここは人口が1万1,000。面積は何と4.5キロ。ちょうど大字只見くらいの町でございます。しかしながら、そこは、街並み景観を整備するというので、私が役場にいる当事、事務改善委員会等でそこに行ってきたと思って視察を申し込みましたけれども、大体、半年か一年前に申し込まないと申し込めないという状況でありました。その後、4・5回行きましたけれども、7年ほど前に議会の議会運営委員会で、あそこも通年議会やっておるものですから視察に行っていました。前回ほど、なんていいですか、申し込みが厳しいというような状況ではありませんでしたけれども、初めて行ったのが昭和55年頃だと思いますが、その時既に、木道、街並みにその木を縦に切って、それを50メートルばかり木道づくり着手しておりました。こんなものと思いましたが、それからずっと現在に至るまで、まちづくりを継続してやっていると。やっぱり継続してやることの重要性というものを改めて感じてきたわけであります。ですから、只見町も40周年記念事業としてこの条例を定めたわけでありますから、どうかそういった意味で計画的に整備をしていただきたいなど、そのように考えるわけでございます。ちなみに今、そんなちっちゃい町でございますけれども、観光客が年間100万人入っているということでございます。これはまあ、インターネットか何かで調べればわかると思いますが。そのくらいやはり、ちっちゃな町であっても、そういったまちづくりができる。まあ、その小布施町というのは千曲川の河川のすぐ近く。飯山と長野の間にありますけれども、そこは元々は梨畑くらいしかない、非常に貧乏な村でありましたけれども、時の町長が、そういうのを一切みんな切ってしまうと、丹波地方からとてつもないほど栗を、栗の苗を運んで、植えて、一大産地にしたわけです。面積が小さいから、行ってみますと、栗林なんか、そんなにわかりませんが、それでも

宣伝が良いから、栗商品なんか出しております。そんな余計な話をしましたけれども、そう
いった、いわゆる景観づくりひとつとっても、まちづくりとしては非常に重要なネタになる
と、私はそのように考えるわけでございます。

町長の魅力あるまちづくりの中には、経済活動とエコパークのことが若干、触れていまし
たけれども、この景観づくりについては別項目で私が質問しておりましたので、その分は触
れておりませんが、やはり田園風景というものは、非常にその、価値のあるものであ
るというふうには考えますが、その点について町長のご意見を伺いたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 渡部町長。

○町長（渡部勇夫君） 他の事例を含めましてお話いただきありがとうございます

私も白馬は行ったことございませんが、小布施については行かせてもらったことがあります。
本当に栗で有名でびっくりしました。あと、たぶん、これも小布施だったと思いますが、個
人のお宅の庭、今で言えばガーデニングっていうんですか、そういうのを開放なされていて、
一般の方がそこのお宅の許可をいただければ、その庭を見せて、お花とか見せていただける。
それを町がそのコンテストをやって、そういう表彰すると。非常に画期的なことをやられて
おりまして、私も昔から非常にまちづくりのすごいところだなというふうに関心を持ってお
った町でございます。そういった中でやはり、もう何十年も、首尾一貫といいますか、きち
んとしたまちづくりの考え方がブレることなく、ずっと積み上げてこられたということが、
今100万人というところに至っているのかなというふうに改めて思いました。

そういった意味で、そういったこと、趣旨は十分踏まえて、それを只見町に置き換えた時
に、一つには先ほど答弁させていただいたり、今、農林建設課長が説明したとおりが基本で
ございますが、やはり、例えば田園風景につきましても、過去であれば、いわゆる寄せ草と
いうか、畔草刈りした草をちゃんと集める、刈りっぱなしにしないで集めておくとか、あと
はよくあるのは、畔に咲いた花を一輪だけ刈らないで残しておくとか、そういった心づかい
が過去に只見町に来られた方が非常に感銘されたことがあります。すごいですねって。私は
寄せ刈りしてあるのは普通と思ってたんで、ああ、そうですかって言ったら、いや、この花
を一輪・二輪残して、そしてきれいにされていると。素晴らしいですって。やはり、私は大
変恥ずかしい思いをしましたが、やはり、そういったところも大事だなというふうに思っ
ております。

そして、これも、また山の話に戻りますけど、前もユネスコエコパークで、下福井、福井

地区のほうに、雪食地形が素晴らしいということで、それを見てもらう時に、いわゆる東側道路、小川のほう、うちの杉林もありますが、杉林はちょっと、遮蔽してまして、非常に雪食地形見るポイントがないということで、事業で何本か伐採させてもらったこともありますが、やはりその辺、今回の大雪で、例えば杉が倒れて停電になるとかという事業と絡めて、やはり、その辺の事業をやっていくということも必要かなというふうに思っておりますので、やはり、そういった意味では建物もそうですし、橋の欄干ひとつとっても、屋根の色もそうですが、やはり、田んぼであったり、道路わきであったり、そういったことは非常に、ある意味、管理も正直大変ですが、やはりそれがまた財産であるということを改めて教えていただきましたので、そういったことを十分踏まえながら、これからの景観形成並びにまちづくりに努めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 10番、齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） 大変丁寧な答弁をいただきましたが、これも小さなことの私の提案でありますけれども、是非その、各集落の名前くらいは表示しておいたらどうか。私あの、やはり長野県でありますけれども、各集落に、本当に、なんていいますか、垢抜けした、そんな大きいものではないですけども、それを各集落の出入り口に表示したり、あるいはまた、その地域のいろいろな施設があるとすれば、そういったものを表示を非常に丁寧にやっている。いつも私言われるんですが、比良林公園の上がり口に、トイレがあります、という表示があります。トイレがあるということは、だから上がってみたら、途中から下りてくるのが大変で、上のほうまで上がっていったら、とんでもない良いツツジ、いまだかつて見たことがないと。郡山の人だったんですが、そういった話をして、何故ああいうことをしておくんだと。もったいないじゃないかという苦言を言われましたけれども、やはり、ああいう県下にもないようなものは、もう少し、そういった表示をしたり、それ以外にも各集落に必ずあるわけですから、やはり名前をつけることによって、その地域に行ってみて、どうのこうのと、今、町長が、下福井の山のその話をされましたけれども、そういったものもやっぱり対岸のほうでよく観察できるような、そういった案内標識等を是非整備していただいて、少しでもこの只見町においでになった方が、只見に親しみを覚えるように、只見町に来れば、大字只見地区しかわからないんでは、やっぱり只見に愛着といいましょうか、親しみを感ぜません。やはり、館ノ川であったり、塩沢であったり、十島であったり、あるいは塩ノ岐であったり、そういった、どこに行ってきたということだけでも、やっぱりその地

域に行ったという感覚が出てくるわけですから、どうか、そんな小さいこともひとつ考えていただければと、このように思います。

○議長（大塚純一郎君） 渡部町長。

○町長（渡部勇夫君） 今、お話を伺っているながら、ちょっと、自分、二つのことを思いました。

ちょっとずれるかもしれませんが、一つはあの、小林の上川原と梁取に行く、あのスノーシェットのところから山里橋通って、二軒在家に行きますが、かつて、塩ノ岐の人から、塩ノ岐に行くという表示がないということで、塩ノ岐集落があるということを経道からわかるように表示してほしいって言われまして、当時の環境整備課長に話をしまして、建設事務所をお願いして、今はスノーシェットの前後に、ちょっとサイズはちっちゃいかもしれませんが、二軒在家とともに塩ノ岐というのは両面から看板を作っていました。そういった要望するだけでなく、自分の町のことを、改めて、その辺ちょっと今、恥ずかしい思いで今聞いてました。

あともう一つは、ユネスコエコパークで、白山市で会議あったときに、白山市に行ったときには、屋号が、各、表札代わりに屋号が、昔の屋号がついている。やはり、そういうのを見て、ああ、良いなと思った記憶があって、今、お話を伺いながら、それがあの、すぐ結びつくような上手な答弁になるかどうかわかりませんが、二つのこと、今思い浮かべてました。

そういったことからやはり、地元の27集落ですが、もっと、今回、私もいろいろ歩かせてもらう機会が昨年秋ありましたので、やっぱり小字、字名から含めて、やはり大きな集落名だけでなく、地元へ行けば大きな27集落の名前は当たり前として、字名でどこだといったことによって、もう、すぐ、パッと頭に浮かぶわけですから、そういったことも含めて、やはりあの、各集落の名前表示。そういったこと、大変貴重なご提案をいただいたというふうに思いますので、なお、これは検討をさせていただきたいと思います。また、様々なご提言に対しまして誠にありがとうございます。

○議長（大塚純一郎君） 10番、齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） 以上で、私の一般質問は終わります。

○議長（大塚純一郎君） これで、10番、齋藤邦夫君の一般質問は終了いたしました。

以上で、一般質問は全て終了しました。

ここで、暫時、休議をいたします。

再開は3時15分といたします。

休憩 午後2時55分

再開 午後3時15分

○議長（大塚純一郎君） 会議を再開いたします。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 日程第2、議案第5号 只見町新型コロナウイルス感染症対応利子補給基金条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） それでは、議案第5号 只見町新型コロナウイルス感染症対応利子補給基金条例につきましてご説明をさせていただきます。

これは新たな基金条例の設置の提案ということでございます。

設置目的につきましては、現在、国の新型コロナウイルス感染症対応ということで、地方創生臨時交付金を活用いたしまして、中小企業事業者に対します融資の利子補給事業を実施することとしているところでございますが、利子補給事業に充当される場合は基金の積立が地方創生臨時交付金事業の対象として認められることになりました。本町の経営改善資金融資及び中小企業融資の利子補給に係る2分の1の上乗せ分につきましては、令和2年度から令和4年度までの3年間行うものとさせていただいておりますので、今般、本年度の地方創生臨時交付金を基金に積立をさせていただきまして、毎年度、基金を取り崩しながら事業を実施していくために基金を設置させていただきたいというものでございます。

条例のほうにつきましては、第1条 設置ということで、今ほど申し上げました目的に基づきまして設置をするといったような内容を記載をさせていただいております。

第2条 積立てにつきましては、積み立てる額は一般会計歳入歳出予算で定めるとさせて

いただいております。

第3条 管理につきましては、基金に属する現金については、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理をしなければならない等々、他の基金と同様の形で管理については記載をさせていただきます。

第4条 運用益の処理につきましても、他の基金と同様、一般会計の歳入歳出予算に計上して基金に繰り入れる、収益については基金に繰り入れるということで記載をさせていただきます。

繰替運用につきましても、繰替運用、これにつきましては、財政上の必要に応じまして基金に属する現金を歳計現金に一時的に繰替えをして使用できるといったようなものでございますが、条例の中の規定の中で定める必要がございますので、確実な繰り戻しの方法また期間、利子、利息、利率ですね、を定めて運用することができるという項目を他の基金に倣い入れさせていただきます。

第6条 処分につきましても、どういった形でこの基金を使っていくかという部分につきましては、利子補給事業の実施という第1条の設置目的を達成するために必要な事業に要する費用。これに充てるために処分ということで基金の取り崩しをすることができるといったような内容でございます。

第7条 委任につきましては、他の基金同様に必要な事項は町長が別に定めるとさせていただきます。

附則につきましては、1号におきまして施行期日を公布の日から施行するというにさせていただきます。2号におきまして、本条例、令和5年3月31日限り、その効力を失うということで、本利子補給事業につきましては、令和4年度までの3年間の事業でございますので、令和5年3月末日をもって基金を失効するという項目を入れさせていただきます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 今、説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第5号 只見町新型コロナウイルス感染症対応利子補給基金条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第3、議案第6号 只見町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） それでは、説明の前に資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） では、議案第6号 只見町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例改正につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴いまして、附則で傷病手当金の中で、新型コロナウイルス感染症についての定義を定めてございましたが、これまで定義、新型コロナウイルスの定義につきましては、新型インフルエンザ等対策

特別措置法附則第1条の2に規定するものということで定義をさせていただいたところですが、今般、特別措置法の改正に伴いまして、この特別措置法の2が削除されたということで、改めて定義を定めるということで、改正内容としまして病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス云々ということで定めるものでございます。

資料の新旧対照表ご覧いただければと思いますが、これまで特別措置法に基づいたものを病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス等々に変更させていただく内容でございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、令和3年2月13日から適用ということで、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正が2月13日に行われることに伴いまして遡って適用させていただくというものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第6号 只見町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。



◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第4、議案第7号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） それでは、私のほうから、議案第7号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正をご説明申し上げます。

この改正につきましても、先ほどの国保条例と同様に新型インフルエンザ等対策特別措置法が改定されまして、2月13日に施行されました。このことによりまして新型コロナウイルス感染症の定義を附則第1条の2第1項に規定する、新型コロナウイルス感染症から病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス云々というものに改めるものであります。

附則につきましても、先ほど国保条例と同じく附則、公布の日から施行しまして、令和3年2月13日から適用するものであります。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第7号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決する

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第5、議案第8号 只見町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画の策定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 議案第8号 只見町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画の策定について。

これにつきましては、高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画につきまして、只見町議会基本条例第17条第2号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この計画につきましては、高齢者福祉計画につきましては老人福祉法第20条の8の規定に基づきまして、高齢者に対する福祉事業に関する事項を計画する。介護保険事業計画につきましては介護保険法第117条の規定に基づいてサービス料の見込み、または介護保険料を定める計画となっております。今般、令和3年度から令和5年度までの高齢者福祉計画、介護保険事業計画を定めさせていただくものでございます。これまで取り組んできました地域包括ケアシステム。これを継続し、進化推進図るとともに、新たに高齢者保険と介護予防の一体的な取り組みによるフレイル予防であったり、あと介護人材の確保、災害や感染症等の非常時への対応。また、成年後見制度の利用促進等を新たに盛り込んで計画とさせていただいてございます。また、介護保険事業計画の中では、今後3年間のサービス料の見込みを推計をさせていただいて、介護保険料を算定してございますけれども、介護準備基金を今回活用させていただいて、基準となる保険料を第7期と同額の5,900円とさせていただいているものでございます。新たな取り組みに関する具体的な内容につきましては、これまで全協等でいただいたご意見を踏まえて計画期間内に具体的な検討を進めて実施していきたい

というふうに考えてございます。そういったことで今回、計画書、作成をさせていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

簡単ですが、説明を終了します。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） この計画の94ページの、この第1号被保険者保険料の設定ということで、これ、第1段階から第9段階までありますけれども、この基準額というのは、それぞれの市町村によって独自のこう、基準で判定できるものなのか。国の基準で、もっとこの、例えば第9段階よりも収入が多い人がいる場合には、もっとこう、段階を増やせるものなのか。その辺の基準がどうなっているのか教えていただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 保険料の設定、段階の設定でございます。9段階までは国のほうで示されてございます。この9段階を超えて設定することも可能とはなってございます。所得に応じて、この9段階を超えて設定することは可能ではございますが、只見町の場合には国の基準に基づいた9段階で設定をさせていただいているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

6番、矢沢明伸君。

○6番（矢沢明伸君） 93ページの、標準給付見込み額、令和3年度、7億3,100万ほどになって、令和2年度までの見込みですと、約4,000万くらい、ちょっと、標準給付額多くなっているのかなと思います。介護報酬の値上がりもあるんですが、今回あの、標準の月額5,900円。これ、据え置きということで、良かったなと思います。それで、今回、3,000万ほど基金充当されるという予定なんですが、現在の第7期のほうは基金充当はあったのか・なかったのか。あとは、それから3,000万充当されて、残りの基金等があるのか。残額あるのか。その辺、ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 令和3年度の給付見込み額7億3,100万ほどになってご

ございます。おっしゃるとおり介護報酬の改定がございましたので、その部分も見込んで、多めにといいますか、値上がり、給付額伸びてございます。あと大きな要点としましては、施設入所の方、特に特養への入所が近年増えていると。これまであの、町内にある特養ホームについては50床。それに決まっていたんですけども、町外への入所も増えていると。また、町内の特養でも町外の方が入っていらっしゃる場合が多かったんですが、その辺、町内の方の比率が増えている部分もあるといったことで、施設サービスの伸びを見込ませていただいております。

あと基金につきましては、第7期におきましては、今のところ2年経過してますが、基金の充当はなかったということになってございますので、今ほど、今、5,700万円ほど、基金の残高ございますので、第8期において計画どおり3,000万円ほどを使わせていただくと、残りは2,700万ほどになるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第8号 只見町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画の策定については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第6、議案第9号 只見町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

（資料配付）

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） では、議案第9号 只見町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今ほど議案第8号でご議決いただきました計画に基づいて、介護保険料の算定、条例改正ということになるわけでございます。

今ほどお配りをさせていただきました資料をご覧いただきたいと思います。

第2条におきましては、介護保険料の設定がその期別ごとに設定をされております。これまで平成30年度から令和2年度ということになってございますので、改めて令和3年度から令和5年度までということで期間を定めさせていただくものでございます。第2条の2項につきましては、消費税等の改定に伴いまして減額、保険料の減額を規定しているものでございました。これについて、平成30年度の保険料率でございますので、削除をさせていただいて、第3項以降を繰り上げさせていただくものでございます。以降、それぞれの年度。これも令和3年度から令和5年度までということで改定をさせていただいて、金額については第7期と同額でお願いをするものでございます。

第5条におきまして、介護保険料、あと介護給付費の負担水準の決定に関しまして、総所得の定義を書いてございますが、上所得等の特別控除をした所得ということで、租税特別措置法に基づく定義を加えさせていただくというもので、計算方法等に変更があるものではございませんが、こういったものを追加させていただくものでございます。

あと裏面になりまして、附則、第9条につきましては、先ほどの議案第6号・7号と同様に、新型コロナウイルス感染症の定義について特別措置法の改定に伴う整理をさせていただく内容でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） この内容の確認なんですが、これ、消費税が10パーセントになって、10パーセントになる前は、軽減措置が7割と5割だけということで、消費税10パーセントになって以降、7割・5割・3割軽減というふうになったと思うんですが、この2条の改定というのは、いわゆる7割・5割・2割。3割・5割・7割の軽減ということの、この中身ということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 今ほど8番議員のお質しのとおりでございます。先ほどの計画の中に戻っていただいて申し訳ないんですが、94ページに、その第1段階から第3段階までの軽減後の保険料額ということで記載をされております。それも改めて3年度から5年度までに変更するというところでございますので、よろしくお願ひします。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第9号 只見町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第7、議案第10号 只見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） それでは、議案第10号 只見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

この条例改正につきましては、関係省令の改正に伴いまして、指定居宅介護支援事業所、ケアマネージャー、ケアプランを作成する事業になりますが、この管理者の資格要件につきまして、主任介護支援専門員であることとされておりますけれども、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合につきましては、管理者を介護支援専門員とすることができるとされたことに伴う条例改正となります。

資料をご覧いただきたいと思います。

まず今回、目次として追加をさせていただいております。第5条につきまして、第5条の第2項につきまして、居宅介護支援事業所の管理者は主任介護支援専門員でなければならぬと、こう定められてございますが、ただし書としまして、確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合には介護支援専門員を管理者とすることができるということとされました。で、経過措置としまして、附則、第2項におきまして、平成33年3月31日までというものを、令和9年の3月31日までに延長するものでございます。附則、第3項につきましては、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者の事業所につきましては、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適

用を、これも令和9年の3月31日まで猶予するというもので改正をするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） この改正の内容によって、実際に只見町ではどんな状況になるかの辺教えてください。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 只見町におけます、今、介護支援事業所につきましては、管理者、現在、主任の資格を持ってございますので、現状、何ら、変更になるものではございません。今後、その方が退職なり異動になった場合に、主任を持つ介護支援専門員等の確保が難しい場合には猶予、猶予期間というか、今ほど申し上げました第5条2項の規定、ただし書が適用されるということでございます。今現状では主任を持っている方が管理者をされているという状況になっております。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 現状は主任の資格ある方がいると。で、もし、その方が異動なり退職なりした場合には猶予の条例になるというんですが、これはやっぱり、主任の資格持っているのと、持っていない場合、その人的配置のやっぱり基準、基準というか、資格がある・ないによっては、随分やっぱりこう、違ってくると思うんですね。この緩和、国のほうは、これ緩和措置だと思うんですが、やっぱり実際に、仕事する人はやっぱりこの主任を持っている方があたるのが、私は望ましいと思うんで、そういう点ではやっぱり、その時の、その主任を持っている人がいない状況にならないように、そういう人材をやっぱり育てていくということが必要かなと思うんですが、その辺のこう、考え方をお示してください。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） おっしゃるとおり、やはり人材確保は必要だということで、今般の計画、介護保険事業計画の中でも人材確保ということで改めて推進していくという考えに変わりございませんので、なお、こういった資格取得の研修、そういったものについては、今、事業所については法人のほうに委託をさせていただいておりますので、そういった

法人と協議をしながら人材確保に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第10号 只見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第11号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第8、議案第11号 只見町道占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 説明の前に資料の配付を許可願いたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） それでは、議案第11号 只見町道路占用料徴収条例の一部

を改正する条例を説明申し上げます。

只見町道路占用料徴収条例の一部を次のように改正するという事で、別表の改正になります。

本条例につきましては、道路法の改正、それから福島県の道路占用料の徴収条例の改正に伴いまして、本条例の第2条、別表に定める占用料の額を改めるものでございます。

配付資料のほうご覧いただきたいというふうに思います。

新旧対照表でございますが、左が改正後となっております。占用料というところにアンダーラインが引かれておりますところが改正の部分でございます。表中の左側の番号1、法第32条第1項第1号に掲げる工作物ということで、占用物件が第1種電柱からずっと記載ございます。本町では第1種の電柱が該当しておりまして、これにつきましては占用料がこれまでの300円から380円に、80円、使用料が上がるということになります。また、次のページであります。左側の表の2、法第32条第1項第2号に掲げる物件というものがございます。これは地下に排水管、消雪管等を埋設するような場合でございますが、本町の場合は外径が0.07メートル未満のものと。長さ1メートルにつき1年というようなことで、これが該当する部分でございます。これの占用料が11円から14円に3円上がるということになります。これが主に本町での占用該当している点でございます。

なお、この占用料、占用のほぼ9割以上が電気・電話等の関係となっているところでございます。

以上、簡単であります。条例改正の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 単純な話で恐縮ですが、この改正前の金額と改正後の金額の、その算定基準のようなものは何からきて、例えば300円が380円になると。どういう計算になっておるのか聞きたいなと思います。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 占用料の根拠になりますが、これは先ほど申し上げた、占用料に関して、道路法の改正が行われております。その道路法の改正の中で、この占用料に関

しては、土地の価格、地下等の変動によりまして、道路価格を見直すというようなことが国によって行われまして、その道路価格によって占用料が算出されるということでございます。また、それがあの、福島県の県の道路占用料徴収条例において、県下の占用料の額が第1級から第5級まで定めがありまして、例えば第1級であれば、人口50万人以上の市町村が該当するところだよという区分がありまして、本町、只見町においては、第5級地の丙地、甲乙丙の丙地、その他の市町村の該当する部分がこの料金、占用料というようなことに、定めになっておりますので、県の占用料の改定に伴って、この占用料についても只見町の改定をするものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） そうすると、基数、基になる数字は、今もその名前を使っているかどうか分かりませんが、国道交通省だか、地下価格の基準が発表されておりますが、それによるものが基数となっているのか。まあ、そうであるんだと思いますが、電柱なんかについては、非常にその、電力会社さん、その経営状態良いものですから、その町道独自の単価を決めるわけにはいかないかと、この2点お伺いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） この占用料につきましては、福島県の条例での占用料に基づくもので定めてございますので、町独自の占用料の額の定めるというようなことは考えてございません。これまでどおり、これまでも占用料の改定はございましたが、県条例の改定を、それを準用してきたというようなことでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 今の酒井議員の質問の関連ですけど、これ、県の条例をそのまま大体適用しているという答弁でしたけれども、これ、法的には、只見町独自でこの条例を決めるということは可能なのか。どうなのか。そこを教えてください。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） まずあの、只見町で道路占用料を定める根拠がもってございません。そのためにこれは道路法であり、県条例に準じての定めを、これまでどおり行って

おりますし、今後もこれを準用していきたいというふうに考えてございます。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 単純なあれで申し訳ないんですが、今、準用するというので、これ、只見町の条例であれば、只見町独自で、この占用料についての賦課できるんじゃないかと私は考えるんですけど。ちなみに、全国のいくつかの、もう数十年前ですけども、それぞれの、これ、私、神奈川、一時住んでましたから、その時はそれぞれの市・町によって、全てこの金額違ってました。金額が。で、大体、Cレベルですから、第1種から第3種までとか、様々な電柱の種類での賦課金額、全てこれ、徴収金額が市によって違ってました。調べたところ。だから、そういう点では、私はこれは県に準拠するというよりも、町独自でも賦課金額を、この条例、決めることできるんじゃないかなというふうに思ってたんですけど、その思いが違うのかどうなのか。町独自でこう、可能であれば、これは町税のプラスになるわけで、私の思いはそういうことですが、実際にこの法的な問題として、ただ、県に準拠するんじゃないくて、町独自の考えを持って対応できるのかどうか、ということであります。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 町独自の占用料ということになりますと、それに付随する根拠立てですが、こういったものを定める必要がございますし、そういった根拠が先ほど申し上げたように今はございません。ので、法であったり、県条例に基づいて、その基づいたものが只見町に適しているという判断の下で、このような改正をお願いするものでございますし、これまでもそうでありました。今後につきまして、今ほど3番、それから8番議員のご意見をいただきましたので、研究はしていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 山岸議員の話があったものだから、また焼け木杭に火が付いたような格好になりますが、山岸さんの言ってるのは立法論としての話ですから、県条例が、福島県が条例をつくって、それを決められるのであれば、地方自治の精神からいっても、只見町が自治体としての条例をもって決めることはできると思います。思いますと言うしかないですが。そう思ってるはずですよ。ただ、それをやった場合、とんでもない事務量と、いわゆる大変な作業が付随するんで、私は先ほど了解したというのは、県条例でしかるべき基準を持っ

て、そしてそれを準用するんであれば、それはそれでいいと。ただ、条例を只見町が独自につくこともできるという発言が欲しかったなという、そういうことです。

○議長（大塚純一郎君） 渡部町長。

○町長（渡部勇夫君） おっしゃるとおり、地方分権一括推進法ができて、地方分権になるわけですから、そういった意味では議会に町として条例を提案しているわけですから、まさに考え方は3番議員、8番議員おっしゃる精神、考え方で取り組むべきものと思っております。ただ、具体的なことは既にご承知のように、技術的なこと、きちんと裏付けを求められたときの調査、きちんと提示できるものが、残念ながら、今の町の状態でできないということで、それを準用しているという考え方だというふうに私も認識しておりますので、お二方がおっしゃる考え方、地方分権の精神はまったくそのとおりでというふうに思っております。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第11号 只見町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第12号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第9、議案第12号 只見町町営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 説明の前に資料の配付を許可願います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 議案第12号 只見町町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、公営住宅法による町営住宅。これに中堅所得者も入居することができる、みなし特高賃と申しますが、これを定める条例の改正でございます。これまでの公営住宅法による町営住宅においては、世帯収入、これに制限がありまして、低所得者に限定して入居する制度上の住宅でございました。近年の住宅事情によりまして、中堅所得者の入居希望が増加する一方で、一部の町営住宅では数年にわたって空き状況が続いているといったこともございます。町営住宅の一部に中堅所得者が入居することができる、このみなし特高賃住宅の規定を今般、条例に加えるものでございます。

加える条例につきましては、5条でございます。これまでの第57条を第62条としまして、53条から第56条までを、5条ずつ繰り下げ、52条の次に55条を加えるものでございます。

まず第53条には使用許可についての規定でございます。地域内で特高賃住宅や、その他の賃貸住宅が不足しているような場合、中堅所得者に使用することができるとする規定でございます。

次に、第54条でございますが、これは特定優良賃貸住宅制度に基づく管理ということで、これはあの、公営住宅法による町営住宅を、みなし特高賃住宅として使用する場合に、この優良賃貸住宅の管理規定を準用するものであります。

具体的な内容としましては、次の第55条からになります。第55条では、入居者の資格についての規定になります。(1)では、所得。これが中堅所得者の基準。具体的には15万8,000円から48万7,000円ということになります。その基準であり、同居する親族がいることということ。また、(2)では、入居者の所得基準について、基準額以下でも所得の上昇が見込める場合や、被災者、また単身者の入居の特例措置を定めてございます。

第56条では、家賃についての規定でございますが、第1項では、入居者の収入を勘案して、かつ近傍同種の家賃以下で町長が定めることとしておりまして、これは別途に定めることとしてございます。第2項では、入居者の収入の準用規定であり、収入の申告に基づきまして収入額を決定して家賃を決定する等の規定でございます。次、第3項においては、近傍同種の家賃、いわゆる家賃の上限についてでございますが、これは公営住宅に準ずるものとするものでございます。

第57条においては、準用規定となっております。53条に規定する中堅所得者の使用について、これは本条例の公営住宅法に基づく公募の方法、入居申し込み、決定、入居手続きについての準用規定になってございます。

以上の5条を加えるにあたりまして、今ほど配付いたしました資料、新旧対照表になってございますが、これをご覧いただきたいと思っております。左側が改正後になっておりまして、第1章から第4章までを新たに章立てすることといたしております。及び第53条から、次のページ、57条までを加えまして、53条から5条ずつ繰り下げるものであります。

以上の改正により、具体的には現在の公営住宅法に基づく町営住宅のうち、福井団地の2号棟でございますが、この部屋、この中での2部屋が長期間にわたって空き状況が続いております。また一方で、新たな入居希望者には中堅所得者の方が多いということから、住宅ニーズに応え、また幅広い町営住宅の利用にも寄与することになりますので、有効な町営住宅経営ということも（聴き取り不能）本制度を採り入れるものでございます。

なお、この条例につきましては、公布の日から施行するということで、もし、この条例、議決いただければ、交付後、速やかに入居募集を進めたいというふうに考えてございますので、よろしく申し上げます。

以上で、条例の説明を終わります。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） ちなみに、これは町長が別に要綱を定めると。家賃は。大体、その中身というのは大体決まっているのでしょうか。決まっているのであれば、大体、家賃はどのぐらいになるのか。お示しいただけると助かります。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） これあの、公営住宅法に基づく家賃設定ということでございますので、先ほど申し上げた中堅所得者の所得制限、これは政令月収で定まっておりますが、15万8,001円から48万7,000円という、その中堅所得者の所得収入要件の中で、家族構成であったり、様々、控除等がありましての計算になります。その中で家賃設定につきましては2万7,400円から上限は5万5,800円の間での段階での家賃設定ということでの公営住宅法での定めの中での家賃設定ということをご想定してございます。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） すみません。細かいこと聞くようですが、この中堅所得というのは、先ほど言われた金額というのは、大体、月々の本人の収入、大体あの、この言葉が所得と収入という二つあって、税の申告上の所得と、この一般的に言えば、個人の収入という言い方したり、所得だと給与所得控除後の金額になったりしますので、その辺を収入というふうに、の金額というふうに捉えてよろしいんですか。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 月額所得ということになります。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） そうすると、今の月額所得。これは申告するときは、収入から、私の理解ですよ、収入から必要経費を引いた額が所得というふうになるというふうに一般的には考えているんですが、そういうこの所得というふうになると、月々のその収入から必要の額を計算してのこの金額というふうに捉えるんですか。その収入と所得の、この言葉。そこ、わかるように説明お願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） ざっくり申し上げさせていただきます。総所得金額から総控除額を引いた額が収入算定基礎額ということでありまして、その収入算定基礎額を12で割った額と、ざっくり、そういうことをご了解をいただきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 今のざっくり説明で理解できましたか。

よろしいですか。

9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） お伺いしますが、この町営住宅条例の中には、家賃の、例えば災害で家が壊れてしまったというような場合、その減免措置というような規定はありますか。お伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 町営住宅法の中では、災害により著しい損害を受けた場合は、全部もしくは一部の免除措置がございます。

○議長（大塚純一郎君） 9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） これね、もう10年も前の災害の時の話なんですけど、災害住宅、あのバス会社の脇に建ちました。ところが、あそこに入れなくてという人が、町営住宅に入ったと。ここに入ってくださいと言われて。家は流されてしまっていないんですよ。その人は。ところが、請求書がきたというようなことがあったもので、そういう話が私のところにきたものですから、私、念のためにお伺いしました。そういう場合は、ただになるんですね。ただに。それとも一部減免なんですか。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 大変申し訳ありません。その事実、10年ほど前ということで、承知しておりませんが、先ほど申し上げましたとおり、全部または一部ということになりますので、そういうご理解をお願いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 9番、三瓶良一君。

3回目。

○9番（三瓶良一君） そうしますと、家が全壊したとか、あるいは流失したとか、いう場合は、これはただになると。無償ということになるんでしょう。確認させていただきます。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 三瓶議員のお質しでありますけど、町営住宅、大変申し訳ないんですけど、災害救助法を該当した場合の借上げ住宅の場合は、県のほうで、その借上げ料、その期間はその時々によって変わりますが、その中で県からの補助で基本的には無料になっていると考えておりますが、町営住宅という部分でのお話では、回答では、その状況によりまして一部または全部が免除というようなことをご理解をいただきたいと思っております。

○9番（三瓶良一君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

8番、山岸国夫君。

3回目。

○8番（山岸国夫君） さっきのでちょっと、私、理解まだできないんで、単純明快な聞き方します。例えば、収入が、年間収入500万。収入ですよ。それで必要経費額が100万だとしますね。そうすると400万が所得と、所得金額ということになります。で、400万を12で割るといふ、いわゆる収入は500万、所得は400万。で、先ほどの基準額は、この500万なのか。400万なのか。どちらなのか、それを教えてください。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 山岸議員のご質問にお答えさせていただきます。

ざっくりで申し訳なかったんですが、500万から控除額100万引いた400万ということで、その金額を12で割って、月を、月額所得ということを出させていただいて算定しているということであります。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 8番議員のところ、少し、私のほうからも確認させていただきます。

所得というところ考えますと、おそらく、確定申告、一年間、1月から12月の収入から算定したものを所得が今の時期、確定申告して、所得が出ているということでごさいます、おそらく昨年度の所得を基に家賃が決まっているのではないかなと思っております。そのうえで、その昨年度の所得の算定から家賃が決まる。で、年度の更新が、例えば4月1日から家賃が変わりますよだとか、そういったところで、いわゆる確定申告をしたうえでの、基本的には昨年度の所得というところから算定されているのではないかなと思ったんですけども、その考え方でよろしいでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 菅家議員のご質問にお答えさせていただきます。

菅家議員のおっしゃるとおりでありまして、今年度、今現在、所得申告しております所得確定するのが、大体6月、6月になりますので、現在の所得、要は前々年の確定している分で住宅料算出させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） すみません。新たな疑問がわいてきました。

それで昨年度と言われましたが、例えば、只見に転入してこられた方。前年度、別のところに勤めていて非常に良い給料で働いていて、只見に来られてから非常に低額の雇用になったという方の算定はどのようになるのでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 鈴木議員のご質問にお答えさせていただきます。

同様でありまして、前々年の所得、所得証明書をいただきまして、それに基づきまして算出しておりますので、金額多い方につきましては、先ほど農林建設課長申し上げましたとおり、低所得向けの住宅には入れないというような状況が発生することになりますが、このみなし特高賃できることによりまして対応が可能になるというようなことでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） みなし特高賃ですが、家賃の算定のほうで質問になりますけれども、そうすると、前年度、非常に高額な方が、今年、例えば収入がゼロ収入ぐらいになったとしても、その家賃は前年度の高額所得に応じた高い家賃ということですのでよろしいんですね。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 鈴木議員のご質問にお答えさせていただきます。

おっしゃるとおりであります。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

5番、小沼信孝君。

○5番（小沼信孝君） 今、税条例というか、条例の改正のところでは私の質問が違ってれば答えていただかなくて結構なんですけど、この福井2号棟で入居する応募がないと。それで、収入が適用しないから入居応募がないのかというようなことでまあ、変更されるということ

ですが、私の言いたいのは、そこに入るというか、そのもの、これ、入る場所を、そのままの状態、そのままの状態というか、今と同じものに、例えば収入が高い人も入れますよということなのか。若干その、ほかの特高賃のように、車庫がついている。それから、料金は別ですけども。それから中の造りが違う。そういったもので家賃を高く払ってもいいから入りたい。すぐ入りたいという人が入るのか。これ、今、若干、この条例改正のところで違いますので、もし、そういうのが当てはまらないのであれば、質問が適切でなければ、答えなくてもいいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） お答えさせていただきます。

本条例の改正につきましては、公営住宅で現町営住宅の中に中堅所得者も入ることができる。そこをみなして入ることができるという、入居可能な条例改正でございますので、現施設をもって、そのまま入居するということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第12号 只見町町営住宅条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。



◎散会の宣告

○議長（大塚純一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞様でした。

（午後4時25分）